

## 第4章 各論

各特別会計の歳出の内訳より、主要な歳出取引について抽出し、具体的な取引の検証を実施した。実施した結果は下記の通りである。

### <実施結果一覧（各論）>

NO	特別会計	歳出の内訳	区分		発見事項
1	中央卸売市場事業特別会計	中央卸売市場管理費	1-1	意見 1	計画的・戦略的な使用料及び手数料の設定や仕組み
				意見 2	委託料について
		中央卸売市場建設費	1-2	意見 1	不用額について
2	中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計	公債費	2-1	意見 1	警備費用について
3	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	国際物流拠点産業集積地域那覇地区管理運営費	3-1	意見 1	不用額について
4	駐車場事業特別会計	駐車場管理費	4-1	-	-
		駐車場建設費	4-2	意見 1	不用額について
5	宜野湾港整備事業特別会計	宜野湾港管理費	5-1	意見 1	不用額について
		元金償還金	5-2	意見 1	受益者負担の適正化

6	中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	元金償還金	6-1	-	-
		中城湾港管理費		意見1	中城湾港管理運営費の需用費の金額の入力ミス
				意見2	中城湾港機能施設整備費の工事請負費の金額の入力ミス
		中城湾港建設費		意見3	多様な業者から見積書入手
			意見4	日付のない請求書について	
7	中城湾港マリン・タウン特別会計	元金償還金	7-1	-	-
		港湾建設費		指摘1	産業廃棄物の運搬、処理を伴う事業の委託について(産業廃棄物処理法違反)
				指摘2	産業廃棄物管理票(いわゆる「マニフェスト」)の交付をしていない(産業廃棄物処理法違反)
				指摘3	産業廃棄物収集運搬業者の許可を得ていない業者への運搬委託について(産業廃棄物処理法違反)
			意見1	除草業務の二重計上の可能性について	
	与那原マリーナ管理費		-	-	
8	所有者不明土地管理特別会計	土地管理費	8-1	意見1	所有者への返還以外の解決策についても検討すべき
		予備費		-	-
9	母子父子寡婦福祉資金特別会計	父子福志資金貸付金	9-1	指摘1	貸付事務取扱要綱に沿った書類の整備について
		母子福祉資金貸付金		意見1	適切な審査体制について
10	林業・木材産業改善資金特別	林業・木材産業改善資金取扱事務費	10-1	指摘1	本事業の見直しについて
				指摘2	林業・木材産業改善資金のしおりの部数管理

	会計			意見 1	不能欠損理由の経緯においても、面談内容を記載することが望ましい
		林業・木材産業改善資金貸付事業費		-	-
11	沿岸漁業改善資金特別会計	管理指導事務費	11-1	意見 1	特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分
12	産業振興基金特別会計	委託	12-1	意見 1	補助事業の内容と補助金交付規程との整合性について
		運営費 (職員費＋管理運営費)		意見 2	事業計画の内容と実績報告内容に差異が生じている
		補助		意見 3	補助金交付継続年数について
				指摘 1	特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分
15	下地島空港特別会計	空港管理運営費 空港建設事務費(補助)	15-1	意見 1	委託費に含まれる一般管理費相当額の算定方法について
		職員費		意見 2	契約書における反社排除条項の記載について
16	農業改良資金特別会計	公債費(元金)	16-1	-	-
		国庫等返還金	16-2	意見 1	不納欠損処理の検討について
		事務費	16-3	-	-
17	小規模企業者等設備導入資金特別会計	公債費(元金)	17-1	意見 1	不納欠損処理の検討について
		国庫償還金	17-2	意見 1	不納欠損処理の検討について
		事務費	17-3	-	-
18	公債管	公債費	18-1	意見 1	健全な財政運営について

	理特別 会計				
19	国民健 康保険 事業特 別会計	介護納付金	19-1	-	-
		後期高齢者 支援金	19-2	-	-
		保健事業費	19-3	-	-
		諸支出金	19-4	-	-
		保険給付費 等交付金	19-5	-	-

## 1-1 中央卸売市場事業特別会計：中央卸売市場管理費

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	中央卸売市場事業特別会計
所管課	流通・加工推進課
対象の歳出取引	中央卸売市場管理費
金額	345,997 千円

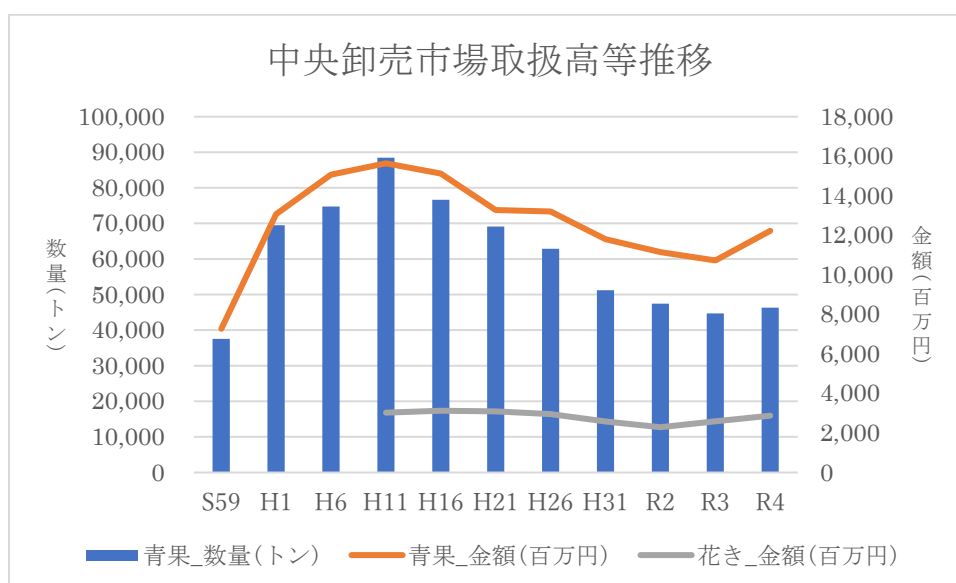
### (2) 取引の概要

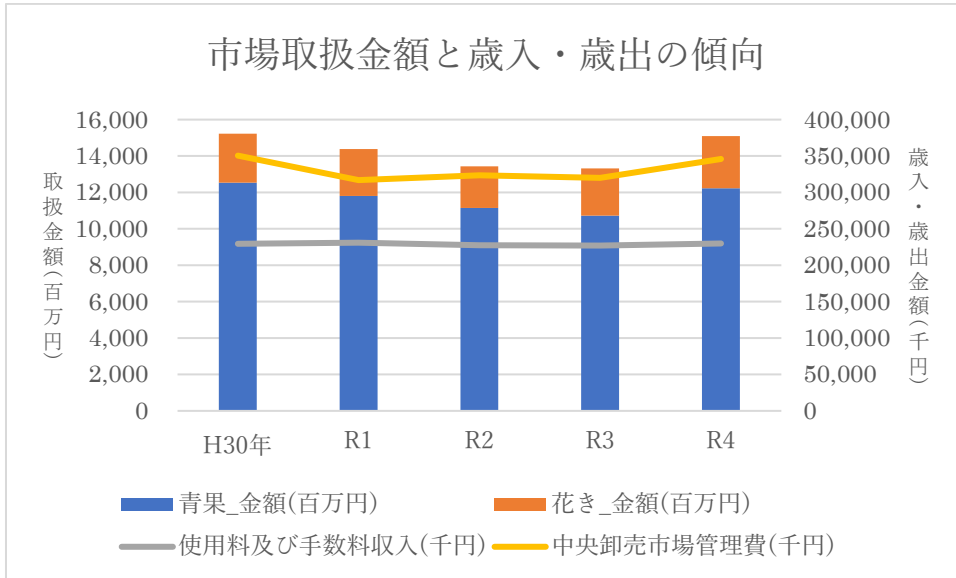
中央卸売市場は、沖縄県浦添市に敷地面積 112,304 m<sup>2</sup>で設置されており、卸売業者・仲卸業者・売買参加者らが市場内で取引を行っている。

青果と花きを取り扱っており、各部の開設以降の取扱高の 5 年毎の推移と直近数年の推移は、下部グラフ「中央卸売市場取扱高等推移」に記した通りで、青果部は平成 10 年代前後をピークに減少傾向、直近では若干の回復傾向、花き部は、平成 20 年頃をピークに減少傾向にあったが、令和 2 年以降の直近では回復傾向にある。(花き部は平成 9 年より開場)

中央卸売市場取扱高等推移と中央卸売市場事業特別会計のメインの収益である「使用料及び手数料収入」とメインの支出である「中央卸売市場管理費」の推移を一覧できるように表したのが下記グラフ「市場取扱金額と歳入・歳出の傾向」である。メインの収益である「使用料及び手数料収入」は市場取扱高に関わらずほぼ横ばいの傾向にあり、メインの支出である「中央卸売市場管理費」は市場取扱高に連動する傾向にある。

中央卸売市場管理費は、主に、人件費、水道光熱費・修繕費(需用費)、保守管理・清掃警備等(委託費)で構成されている。





### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移 (予算・実績・不用額)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	365,477	327,634	355,512	343,028	373,783
実績	351,701	317,070	323,480	319,912	345,997
不用額	13,775	10,563	32,031	23,115	27,785

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している。

当該決算額 (使途) の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度 決算額	主な取引内容
(人件費)	94,941	
報酬	50,053	
職員手当等	28,125	
共済費	16,762	
(物件費)	251,055	
報酬	1,668	非常勤職員報酬+委員会報酬

職員手当等	355	非常勤職員手当
報償費	27	
旅費	338	
需用費	135,791	主に水道光熱費(77,000千円)と修繕費(56,000千円) 施設等修繕について、予算より低価額で執行できたため不用額が発生した
役務費	784	
委託料	80,954	施設管理・電気設備等の保守管理 清掃・警備費
使用料及び賃借料	2,371	
負担金、補助 及び交付金	16,028	固定資産税相当の項目
公課費	12,735	消費税
計	345,997	

#### (4) 監査の結果及び意見

##### (意見1) 計画的・戦略的な使用料及び手数料の設定や仕組み

当特別会計の歳入のメインである使用料及び手数料収入のうち、中央卸売市場市場での取扱金額が増えれば連動する増収は「売上高割使用料」部分であり、「使用料及び手数料収入」のうちの19%、額でいうと43,000千円である。(平成30年度～令和4年度平均値)。

これに対し、当特別会計 総論「(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について」で記したように、直近5年間に、特別会計で採算が採れずに一般会計から当特別会計へ繰り入れている金額は毎年度50,000千円～100,000千円である。当特別会計で独立採算体制になるためには、「売上高割使用料」を2～3倍以上に増やさなければならないことになる。

中央卸売市場とその運営管理のための本特別会計がその設置目的である役割を果たすためには、将来にわたって安定的に継続して行けるような、一般会計からの繰り入れに頼らない独立採算可能となるための戦略的な取組が必要である。

行政運営の「質」の向上を目指す新沖縄県行政プログラムの取組内容の一つである「収支のバランスが取れた財政マネジメント」では、特別会計事業の適正な運営も課題となっている。本事業の現在の経営状況、収支のバランスを適切に把握し、将来の合理的な予測も交えて、計画的・戦略的な使用料及び手数料の設定や仕組みを再考する機会にされたい。

(意見2) 委託料について

中央卸売市場管理費の23%を占める委託料の内容は、施設管理・電気設備等の保守管理、清掃・警備費である。各委託先は入札制度により選定されているが、現委託先選定時は、それぞれ1社のみが入札応募し、選定された状況である。応募者が1社であること自体は、公平性・経済性が担保された選定であれば問題ないとするが、より付加価値のあるサービスを経済的に入手するためには、複数の入札者がいることが合理的な競争であると考えられる。上述したように、市場運営上、これら費用を大幅に減少させることは難しいであろう中、また、行政運営の「質」の向上を目指す新沖縄県行政プログラムの取組の中で、1社入札の原因等を適切に把握し、本事業の委託先募集の際の要件や設定条件等の適切性も照らし合わせ、再考する機会にされたい。

1-2 中央卸売市場事業特別会計：中央卸売市場建設費

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	中央卸売市場事業特別会計
所管課	流通・加工推進課
対象の歳出取引	中央卸売市場建設費
金額	103,590千円

(2) 取引の概要

中央卸売市場の維持管理・運営に要する建設費関連項目で構成される。毎年、経常的に発生するものではなく、必要な都度、取引が行われる性質のものである。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績・不用額)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	85,320	83,904	0	0	103,923
実績	0	23,499	0	0	103,590
不用額	85,320	60,405	0	0	332

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している。(平成30年度の不用額85,320円のうち83,904千円は、平成30年9月に襲来した台風24号の影響により、市場において約45時間



の停電が発生したことを受け、災害時の生鮮食料品の品質低下を防ぐために国の緊急補正予算を活用して追加計上した額であり、翌年の令和元年へ繰り越し、非常用発電機を設置している。)

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度 決算額	主な取引内容
委託料	3,270	工事設計委託・監理料
工事請負費	100,320	中央卸売市場活性化事業（定温管理施設整備） R4 新規事業
計	103,590	

#### (4) 監査の結果及び意見

##### (意見1) 不用額について

予算額と実績額の差額である不用額について、令和4年は、予算通りに執行され不用額は少額であるが、令和元年度の発生額が多額である(平成30年年度の不用額については、上記(3) 予算と実績 の表下にて補足しているため参照のこと)。新型コロナウイルスの蔓延などといったイレギュラーな状況を原因とする要素も含まれるかと考えられるが、建設費関連の予算は大きく割かれることが多く、執行されなかった場合や執行が遅れた場合には不用額も多額になりやすい。その状況下での不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の間に有効に活用されたはずの額である。不用額が多額になった場合の原因の適切な把握、ノウハウの蓄積を含めて、当特別会計の予算組みや予算の執行がより慎重に効率的に行われるよう注意されたい。

## 2-1 中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計：公債費

### （1）対象の歳出取引について

特別会計の名称	中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計
所管課	企業立地推進課
対象の歳出取引	公債費
金額	267,061 千円

### （2）取引の概要

中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業は、中城湾港の開発として、昭和 57 年度から平成 19 年度にかけて、本島中部の産業振興、雇用機会の創出、産業構造の改善を図るとともに、中部地区東海岸を本県の流通拠点として 264ha を整備し、県土の均衡ある発展に資するため工業用地を整備した事業である。工業用地と共に、周辺土地の住環境の改善に資するため、住宅用地、公共施設用地等の都市機能用地の整備も行った。

地域開発事業の起債許可（起債協議）を受け、県内金融機関から借入により土地造成を行い、造成地売却収入によって借入金の返済を行っている特別会計である。

造成地の令和 4 年度末の処分状況は、全体の 97.1%である。

### （3）予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	3,431,779	343,443	748,771	629,360	270,598
実績	3,431,693	343,442	748,770	623,618	267,061
不用額	86	1	1	5,742	3,536

平成 30 年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかつた場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している（令和 3 年度及び令和 4 年度の不用額は、借換えを行い利率が変更になったために生じたもの）。

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
公債費 元金	265,665	県債による調達資金の元金償還
公債費 利子	1,396	県債による調達資金に関する利払い
計	267,061	

ヒアリングの結果、県債の償還や過去に一般会計から繰入れた借入額の返済は順調に進められており、令和5年度に銀行借入はすべて返済済みで、一般会計への返済を残すのみである。当特別会計総論部分の「(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について」のとおり、直近では一般会計繰出金を計画的に繰出せている。

#### (4) 監査の結果及び意見

##### (意見1) 警備費用について

当特別会計では、警備業務、分譲用地除草等管理業務、文筆測量業務を民間へ委託している。全ての委託業務で年間1,000万円程度発生しており、警備業務は夜間帯(16時～24時)に行われ、年間580万円程度を要している。

夜間警備の必要性について質問・契約書の確認を行ったところ、「施設の管理・保全及び施設利用者の安全を確保するとともに、未売却工業用地への不法投棄等を監視する目的」であり、平成25年頃から委託しているとのことであった(5年より古い資料は現存しないため、予算の内容等から推定)。既に中城湾港(新港地区)工業団地内に入居等している施設利用者のためと県所有の未売却地の保全という、県と施設利用者の両者の目的のためということが伺えた。警備に関しては、本来、受益者がコストを負担すべきサービスであると考えられるため、県以外に当該コストを負担している者の確認をしたところ、警備費用としては施設利用者からは集金されていない状況であった。

警備費用というのは、当該契約を解除しない限り継続して発生する費用である(実際に平成25年以降継続的に発生しているものと推定される)。そのような費用を受益者の負担はなく、県民の負担となる県のみ負担で行い続けることに不合理を感じざるを得ない。

管理保全費用について、施設利用者との契約内容をきちんと整理し、場合によっては、協議の上、賃貸エリアの入居企業に対しては警備料負担も織り込んだ賃料の改定等を、分譲エリアの入居企業に対しては警備料負担の契約締結等を検討されたい。

### 3-1 国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計：国際物流拠点産業集積地域那覇地区管理運営費

#### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計
所管課	企業立地推進課
対象の歳出取引	国際物流拠点産業集積地域那覇地区管理運営費
金額	395,966 千円

#### (2) 取引の概要

本事業では、那覇空港、那覇港、那覇中心地に隣接し、交通アクセスの面からも優れた立地条件にある沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理運営を行っている。同地区は、関税法上の保税地域制度と立地企業に対する税制・金融上の優遇措置を組み合わせ、本県における臨空・臨港型産業（那覇空港や那覇港等の物流機能を活用した、ものづくり産業、流通加工等を行う配送業、倉庫業等）の集積を推進するとともに貿易の振興に資するために創設された地区である。

#### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	444,823	427,628	472,280	428,893	419,739
実績	385,873	387,099	428,379	384,808	395,966
不用額	58,949	40,528	43,900	44,084	23,772

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかつた場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している。

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度 決算額	主な取引内容
報償費	-	
旅費	279	
需用費	134,526	主に水道光熱費、修繕費
役務費	280	

委託料	95,958	主に、施設管理・運営支援に関する指定管理料の支払い
使用料及び賃借料	22,332	土地使用料等
負担金、補助及び交付金	42,988	那覇市に支払っている国有資産等所在市町村交付金（固定資産税のようなもの）
公課費	21,329	消費税
繰出金	78,271	一般会計への返済
計	395,966	

#### （４）監査の結果及び意見

##### （意見１）不用額について

予算額と実績額の差額である不用額について、発生額が多額である。新型コロナウイルスの蔓延などといったイレギュラーな状況を原因とする要素も含まれるかと考えられるが、建設費・修繕費関連の予算は大きく割かれることが多く、執行されなかった場合や執行が遅れた場合には不用額も多額になりやすい。その状況下での不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の間に有効に活用されたはずの額である。不用額が多額になった場合の原因の適切な把握、ノウハウの蓄積を含めて、当特別会計の予算組みや予算の執行がより慎重に効率的に行われるよう注意されたい。

#### 4-1 駐車場事業特別会計：駐車場管理費

##### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	駐車場事業特別会計
所管課	道路管理課
対象の歳出取引	駐車場管理費
金額	128,869 千円

##### (2) 取引の概要

県民広場地下駐車場の管理運営を行っている。県民広場地下駐車場では、平成 19 年度から指定管理者制度を導入し、管理運営経費の節減、利用者サービスの向上を図っている。また、平成 22 年度からは、指定管理者が駐車料金（利用料金）を収受できる利用料金制を導入し、民間事業者の経営ノウハウを活用することにより、収入の増加と利用者サービスの向上を図ることとしている。

##### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	5,741	6,367	7,871	5,498	126,588
実績	4,959	5,560	6,755	2,849	128,869
不用額	781	807	1,115	2,648	-

平成 30 年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかつた場合や当初見込まれた予算より低価額で執行できた場合などに発生する予算の余り分を表している。（令和 3 年度の不用額のうち、2,157 千円は消費税の還付金）

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和 4 年度 決算額	主な取引内容
報償費	42	
旅費	2	
公課費	6,579	消費税
繰出金	122,246	一般会計への繰出
計	128,869	

## 4-2 駐車場事業特別会計：駐車場建設費

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	駐車場事業特別会計
所管課	道路管理課
対象の歳出取引	駐車場建設費
金額	75,973 千円

### (2) 取引の概要

県民広場地下駐車場の維持管理・運営に要する修繕、工事、委託事業関連項目で構成される。毎年、経常的に発生するものではなく、必要な都度、取引が行われる性質のものであるが、県民広場地下駐車場は、供用開始から25年となり、当初設置された設備については、耐用年数超過、経年劣化により修繕・改修の必要がある。今後は、長寿命化計画（平成28年度作成）に基づき施設の修繕を実施していく予定で、令和元年度は、長寿命化計画に基づく予防保全を目的とする工事であったが、入札不調に終わり、翌年以降順次施行することとした。令和2年度はシャッター取替工事、令和3年度は、電気工事（照明設備のLED更新）、令和4年度は床壁等の改修工事を行っている。指定管理者との協定により、施設の修繕については、「施設の機能を回復させるもので100万円未満のもの」は指定管理者が行い、100万円以上については県が行うこととなっている。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	2,106	61,646	64,002	66,326	122,922
実績	2,106	0	21,566	0	75,973
不用額	0	61,646	42,436	1,603	44,615

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行できた場合などに発生する予算の余り分を表している。（令和3年度は繰越金が43,423千円ある。）

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度 決算額	主な取引内容
修繕費	-	
委託料	1,727	内容は工事監理 選定方法：随意契約
工事請負費	74,246	電気(令和3年度繰越)修繕、改修工事 選定方法：一般競争入札
計	75,973	

（4）監査の結果及び意見

（意見1）不用額について

予算額と実績額の差額である不用額について、発生額が多額である。新型コロナウイルスの蔓延などといったイレギュラーな状況を原因とする要素も含まれるかと考えられるが、建設費・修繕費関連の予算は大きく割かれることが多く、執行されなかった場合や執行が遅れた場合、入札不調時には不用額も多額になりやすい。その状況下での不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の中に有効に活用されたはずの額である。不用額が多額になった場合の原因の適切な把握、ノウハウの蓄積を含めて、当特別会計の予算組みや予算の執行がより慎重に効率的に行われるよう注意されたい。



## 5-1 宜野湾港整備事業特別会計：宜野湾港管理費

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	宜野湾港整備事業特別会計
所管課	港湾課
対象の歳出取引	宜野湾港管理費
金額	168,444 千円

### (2) 取引の概要

宜野湾港の管理・運営のための需用費、役務費、委託費、賃借料、工事請負費、公課費等で構成される。メインは、委託費の中の指定管理料(5年契約)や修繕・増改築等に係る工事請負費である。5年契約である指定管理料は、契約期間内は一定であるが、修繕・増改築等に係る工事請負費は計画的に行っているものの、昭和62(1987)年から一般供用を開始後、施設・設備の老朽化が進んでおり、年度によって増減が激しい。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績・不用額)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	75,620	99,438	106,063	90,489	191,537
実績	79,756	116,100	102,354	81,578	168,444
不用額			3,709	8,911	23,092

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している。

当該決算額(使途)の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
旅費	186	
需用費	0	
役務費	9	
委託料	73,122	指定管理料：63,557千円 その他、軽微な修繕、利用者向けアンケート費用

使用料及び賃借料	16	
工事請負費	84,491	契約方法 入札 浮き棧橋修繕、パワーポスト増加・修繕
公課費	10,619	すべて消費税
計	168,444	

#### (4) 監査の結果及び意見

##### (意見1) 不用額について

予算額と実績額の差額である不用額について、発生額が多額である。新型コロナウイルスの蔓延などといったイレギュラーな状況を原因とする要素も含まれるかと考えられるが、建設費・修繕費関連の予算は大きく割かれることが多く、執行されなかった場合や執行が遅れた場合、入札不調時には不用額も多額になりやすい。その状況下での不用額は、予算が割かれ確保されたにも拘わらず、有効活用されなかった額であるとも言え、他に向けられれば、1年間の間に有効に活用されたはずの額である。不用額が多額になった場合の原因の適切な把握、ノウハウの蓄積を含めて、当特別会計の予算組みや予算の執行がより慎重に効率的に行われるよう注意されたい。

#### 5-2 宜野湾港整備事業特別会計：元金償還金

##### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	宜野湾港整備事業特別会計
所管課	港湾課
対象の歳出取引	元金償還金
金額	323,340 千円

##### (2) 取引の概要

宜野湾港整備事業のために当特別会計で起債した県債による融資の元金の返済を管理している。近年の県債残高は下表のとおりで順調に返済が進んでいるものの、直近の5年では2～3億円程度を毎年度追加起債しており(詳しくは、宜野湾港整備事業特別会計 総論の(5) 歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)表の歳入 県債 部分を参照のこと)、現時点では、完済見込み時期等は不明。

(単位：千円)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
県債残高※年度末時点	2,501,729	2,341,113	2,171,024	2,171,024	1,808,594

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	503,017	477,263	467,666	297,137	323,340
実績	503,016	477,262	465,025	313,137	323,340
不用額	-	-	2,641	-	-

平成30年度以降の予算・実績・不用額は、上記の通りで、不用額は、業務執行できなかった場合や当初見込まれた予算より低価額で執行・入札できた場合などに発生する予算の余り分を表している。

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
元金償還金	323,340	県債による調達資金の元金償還
計	323,340	

### (4) 監査の結果及び意見

#### (意見1) 受益者負担の適正化

宜野湾港整備事業特別会計 総論部分の監査の結果 「(指摘③) 当会計の採算性と受益者負担(使用料収入)の適正化について」「(指摘④) 使用料収入の見直しについて」にも記載のとおり、当特別会計の純粋な採算は赤字であるので、当施設利用者からの港湾施設使用料の設定額の見直しを早急に行い、当特別会計での受益者負担の適正化に取り組んでいただきたい。

宜野湾港の運営管理のための本特別会計がその設置目的である役割を果たすためには、将来にわたって安定的に継続して行けるような、一般会計からの繰り入れや県債融資に頼らない独立採算可能となるための戦略的な取組が必要である。

行政運営の「質」の向上を目指す新沖縄県行政プログラムの取組内容の一つである「収支のバランスが取れた財政マネジメント」では、特別会計事業の適正な運営も課題となっている。本事業の現在の経営状況、収支のバランスを適切に把握し、将来の合理的な予測も交えて、計画的・戦略的な使用料及び手数料の設定や仕組みを再考する機会にされたい。

## 6-1 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	中城湾港（新港地区）整備事業特別会計
所管課	港湾課
対象の歳出取引	中城港湾管理費、中城湾港建設費、元金償還金、利子償還金
金額	242,226 千円

### (2) 取引の概要

中城湾港（新港地区）に係るふ頭用地や上屋施設等の整備を行い港湾機能の向上を図ることを目的とし、港湾関連施設等の整備及びその管理運営をおこなっている。

野積場使用量、東西上屋（各 2 棟）使用料及び荷役機械使用料として、年間 1 億 4000 万円余りの収入がある。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・繰越額・不用額）

歳出取引全体

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	534,973	585,335	375,114	243,313	259,754
実績	480,155	430,533	344,070	178,863	242,226
繰越額	3,223	149,197	0	50,000	0
不用額	51,594	5,605	31,044	14,449	17,527

参考：沖縄県「一般会計・特別会計決算概要について」平成 30 年度ないし令和 4 年度決算概要（資料）の特別会計歳出決算対前年度比較

<https://www.pref.okinawa.jp/site/suito/kaikei/somu/kessanngaiyou.html>

歳出取引全体

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	368,441	582,112	225,917	236,901	259,754
実績	480,155	430,533	344,070	178,863	242,227

参考：港湾課作成の「新港地区\_直近 5 年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「新港地区\_直近 5 年の歳入歳出（実績）内訳推移」

中城湾港管理費

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	31,016	23,334	30,585	33,792	69,978

実績	20,746	17,975	21,040	24,021	53,411
----	--------	--------	--------	--------	--------

参考：港湾課作成の「新港地区\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「新港地区\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

中城湾港建設費 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	145,000	335,500	0	50,000	50,000
実績	267,273	189,483	128,268	0	49,642

参考：港湾課作成の「新港地区\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「新港地区\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

元金償還金 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	171,143	204,777	178,956	139,480	127,529
実績	171,143	204,777	178,956	141,211	127,528

参考：港湾課作成の「新港地区\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「新港地区\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

利子償還金 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	21,282	18,501	16,376	13,629	12,247
実績	20,993	18,298	15,807	13,631	11,645

参考：港湾課作成の「新港地区\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「新港地区\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(中城湾港管理費)		
報酬	1,641	
職員手当等	284	
共済費	339	
旅費	21	
需用費	2,614	修繕費(小便器詰まり、エンジン始動不具合点検修理等)

役務費	172	火災保険料（施設賠償責任保険料）、自動車損害保険料（クレーン車任意保険料）、手数料（クレーン性能検査点検整備・代行受験）
委託料	23,201	
使用料及び賃借料	0	
工事請負費	8,248	
公課費	16,886	消費税中間申告、消費税確定申告
（中城湾港建設費）		
委託料	5,000	港湾事業現場技術業務委託
工事請負費	44,642	東ふ頭港湾施設用地塗装工事
（元金償還金）		
償還金、 利子及び割引料	127,528	公債費
（利子償還金）		
償還金、 利子及び割引料	11,645	公債費
計	242,226	

#### （４）監査の結果及び意見

##### （意見 1）中城湾港管理運営費の需用費の金額の入力ミス

所管課提出の「令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」によると中城湾港管理費の需用費の支出済額は、2,614 千円であり、支出負担行為兼支出調書の金額とも合致しているが、所管課作成の「令和 4 年度の歳出取引データ」のうち、中城湾港管理運営費の需用費の合計額は、5,228 千円となっている。

一部データが二重に入力されている可能性があり、データ入力ミス等により決算の誤りを誘発する危険性があるため、正確なデータ作成が望まれる。

データ入力方法とその照合の方法について検討されたい。

##### （意見 2）中城湾港機能施設整備費の工事請負費の金額の入力ミス

令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の中城湾港管理費の委託料の支出済額は、23,201 千円と記載があるも、所管課作成の「令和 4 年度の歳出取引データ」のうち、中城湾港管理運営費の委託料の合計額は、

48,159 千円となっている（なお、「令和 4 年度の歳出取引データ」のうち、中城湾港機能施設整備費の委託料は、「令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」の中城湾港建設費の委託料と 5,000 千円で合致している。）。同様に、「令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」の中城湾港管理費の工事請負費の支出済額は、8,248 千円と記載があるも、所管課作成の「令和 4 年度の歳出取引データ」のうち、中城湾港管理運営費の工事請負費の合計額は、16,497 千円となっている（なお、「令和 4 年度の歳出取引データ」のうち、中城湾港機能施設整備費の工事請負費は、「令和 4 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」の中城湾港建設費の工事請負費と 44,642 千円で合致している。）。

一部データが二重に入力されている可能性があり、データ入力ミス等により決算の誤りを誘発する危険性があるため、正確なデータ作成が望まれる。

データ入力方法とその照合の方法について検討されたい。

#### （意見 3）多様な業者から見積書入手

令和 4 年度の中城湾港管理費の需用費の合計は 2,614 千円であるところ、うち 11 件の修繕がおこなわれている。そのうち 7 件は、いずれも A 社と B 社から見積書を取得し、全 7 件が A 社に修繕依頼がなされている。

本来複数業者からの見積書の取得は、不当に高額な費用とならないよう見積金額の適正化を図ることにあるため、毎回同じ業者から見積書を取得することは好ましくなく、見積書の取得が形骸化する可能性がある。

したがって、見積書の取得を特定の業者から取得するのではなく、できる限り多様な業者から見積書を取得することが望ましい。

#### （意見 4）日付のない請求書について

中城湾港建設費の委託料のうち、一部債権者から、委託業務名を「港湾事業現場技術業務委託（R 4 - 1）」、請求額を 782 万 5100 円とする請求書が発行されているが、日付欄が空白となっている。

請求書に日付の記載がない場合、正当性や取引時期が不明確となるため、会計処理の正確性を保つことができない。よって、日付のない請求書に関しては、日付を入力した請求書との差し替えをされたい。

## 7-1 中城湾港マリン・タウン特別会計

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	中城湾港マリン・タウン特別会計
所管課	港湾課
対象の歳出取引	港湾建設費、与那原マリーナ管理費、 元金償還金、利子償還金
金額	154,568 千円

### (2) 取引の概要

与那原マリーナの整備を目的とする港湾整備事業と埋立造成を目的とした臨海部土地造成事業の2つの事業で構成されている。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・繰越額・不用額）

歳出取引全体

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	346,770	212,910	243,829	218,417	162,425
実績	156,618	183,355	162,625	161,776	154,568
繰越額	31,255	0	60,253	0	6,050
不用額	158,896	29,554	20,949	56,640	1,806

参考：沖縄県「一般会計・特別会計決算概要について」平成30年度ないし令和4年度決算概要（資料）の特別会計歳出決算対前年度比較

<https://www.pref.okinawa.jp/site/suito/kaikei/somu/kessanngaiyou.html>

歳出取引全体

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	182,349	150,116	243,829	270,475	162,436
実績	156,618	183,355	162,626	161,777	154,568

参考：港湾課作成の「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

港湾建設費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	52,770	21,377	99,326	130,673	24,230
実績	23,712	24,547	18,581	23,422	16,402

参考：港湾課作成の「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び



「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

与那原マリーナ管理費 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	52,770	21,377	99,326	130,673	24,230
実績	53,123	79,012	59,014	48,660	47,693

参考：港湾課作成の「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

元金償還金 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	69,139	70,123	76,343	82,012	83,840
実績	69,138	70,123	76,342	82,011	83,839

参考：港湾課作成の「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

利子償還金 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	10,646	9,796	8,815	7,665	6,634
実績	10,645	9,673	8,689	7,683	6,633

参考：港湾課作成の「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（予算）内訳推移」及び「マリンタウン\_直近5年の歳入歳出（実績）内訳推移」

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(港湾建設費)		
給料	7,274	
職員手当等	5,375	
共済費	2,677	
旅費	0	
役務費	0	
委託料	1,007	不法投棄物撤去作業、除草業務
使用料及び賃借料	67	デスクトップ型パソコン賃貸借料
(与那原マリーナ		

管理費)		
旅費	6	
需用費	0	
役務費	6	火災保険料
委託料	45,592	指定管理料、修繕業務委託
公課費	2,087	消費税確定申告、消費税修正申告に伴う追加納付税額、中間申告
(元金償還金)		
償還金、 利子及び割引料	83,839	公債費
(利子償還金)		
償還金、 利子及び割引料	6,633	公債費
計	154,568	

#### (4) 監査の結果及び意見

(指摘 1) 産業廃棄物の運搬、処理を伴う事業の委託について(産業廃棄物処理法違反)

令和 5 年 2 月 9 日に A 社に対し、中城湾港西原・与那原地区住宅用地 B ブロック不法投棄物撤去作業を委託した。同委託作業には産業廃棄物の処理が含まれている。

この点、排出事業者が、産業廃棄物について収集運搬又は処分を委託する場合は、運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者と、以下の事項を定めた委託契約書を締結する義務がある(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 5 項、第 6 項、施行令第 6 条の 2 第 4 項、施行規則第 8 条の 4、第 8 条の 4 の 2)。

- ・ 産業廃棄物の種類及び数量、
- ・ 運搬委託の場合、運搬の最終目的地所在地
- ・ 処分・再生委託の場合、その所在地、処分・再生方法、施設の処理能力
- ・ 輸入廃棄物である場合にはその旨
- ・ 中間処理委託の場合、最終処分場所在地等の情報
- ・ 委託契約の有効期間
- ・ 処理料金
- ・ 受託者が許可業者の場合にはその事業の範囲
- ・ 積替え保管を行う場合には所在地等の情報
- ・ 安定型産業廃棄物について、積替え保管を行う場合、混合の可否
- ・ 適正処理のために必要な情報(性状、荷姿、石綿含有、水銀使用製品等)
- ・ 委託契約の有効期間中に、情報に変更があった場合の伝達方法

- ・受託業務終了時の受託者への報告に関する事項
- ・委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取り扱いに関する事項

排出事業者が契約書を締結しないで廃棄物を処理委託した場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはこれを併科するとの罰則規定がある（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第26条第1号）。

上記委託契約にあたり、港湾課の考えとして、沖縄県は「排出事業者」にあたらないとして、収集運搬業者、処分業者と法令の定める内容を記載した委託契約を締結していない。

「排出事業者」については解釈の余地があるが、本件は、沖縄県が、県の予算を執行して産業廃棄物の運搬、処理を委託するのであるから、県が排出事業者に該当しないと解し難く、県に違法性が認められる可能性が高い。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づき、沖縄県知事は、「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」、「特別管理産業廃棄物処分業」の許可権者であるところ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条）、許可権者である沖縄県が、産業廃棄物処理法違反に該当する行為を行ったとなれば、コンプライアンス上由々しき自体である。

また、「排出業者」に該当するかどうかについて、港湾課のみの見解で決定するべきではなく、関係機関に確認のうえ決定すべきである。

なお、ヒアリングの結果、港湾課では、「排出業者」に該当しないとして、これまでも法令の定める委任契約を締結せず、同様の産業廃棄物処理を行っていたようである。

以上より、産業廃棄物の運搬、処理を伴う事業を委託する場合、沖縄県が排出業者にあたるかどうかは関係機関に確認し、排出業者にあたる場合には、法令の定める内容を記載した委託契約書を締結しなければならない。

（指摘2）産業廃棄物管理票（いわゆる「マニフェスト」）の交付をしていない（産業廃棄物処理法違反）

「その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項及び第二項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項）と定められている。同条に違反して、管理票を交付しなかった場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（廃

棄物の処理及び清掃に関する法律第 29 条 3 号)。

「指摘 1」の件において、沖縄県は「排出事業者」に当たらないとして、管理票を交付していないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 1 項に違反する可能性がある。

「排出事業者」については解釈の余地があるが、本件は、沖縄県が、県の予算を執行して産業廃棄物の運搬、処理を委託するのであるから、県が排出事業者に該当しないと解し難く、県に違法性が認められる可能性が高い。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条に基づき、沖縄県知事は、「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」、「特別管理産業廃棄物処分業」の許可権者であるところ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条）、許可権者である沖縄県が、産業廃棄物処理法違反に該当する行為を行ったとなれば、コンプライアンス上由々しき自体である。

したがって、産業廃棄物の運搬、処理を伴う業務を委託する場合、沖縄県が「排出事業者」に当たるか否か関係機関に確認のうえ、「排出事業者」に該当する場合には、運搬を受託した者に対し、管理票を交付しなければならない。

（指摘 3）産業廃棄物収集運搬業者の許可を得ていない業者への運搬委託について（産業廃棄物処理法違反）

「事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条 5 項）と定められている。同条に違反して、無許可業者へ産業廃棄物の運搬を委託した場合、5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金に処せられ、又は併科される（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条第 1 項 6 号）。

「指摘 1」の件において、A 社は産業廃棄物収集運搬業者の許可を得ていないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条 5 項に違反する可能性がある。

「排出事業者」については解釈の余地があるが、本件は、沖縄県が、県の予算を執行して産業廃棄物の運搬、処理を委託するのであるから、県が排出事業者に該当しないと

解し難く、県に違法性が認められる可能性が高い。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条に基づき、沖縄県知事は、「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」、「特別管理産業廃棄物処分業」の許可権者であるところ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条）、許可権者である沖縄県が、産業廃棄物処理法違反に該当する行為を行ったとなれば、コンプライアンス上由々しき自体である。

したがって、産業廃棄物の運搬、処理を伴う業務を委託する場合、沖縄県が「排出事業者」に当たるか否か関係機関に確認のうえ、「排出事業者」に該当する場合には、受託者が産業廃棄物収集運搬業者として許可を得た業者に運搬を委託しなければならない。

#### （意見 1）除草業務の二重計上の可能性について

所管課提出の「令和 4 年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計歳入歳出決算事項別明細書」によると港湾建設費の委託料の支出済額は、1,007 千円であり、支出調書の金額とも合致しているが、所管課作成の「令和 4 年度の歳出の取引データ」のうち、中城湾港マリン・タウン土地造成事業の委託料の合計は、1,638 千円となっている。

差額がある原因は、除草業務が二重に計上されている可能性がある。

データ入力ミスによる決算の誤りを誘発する危険性があるため、正確なデータ作成が望まれる。データ入力方法とその照合の方法について検討されたい。

## 8-1 所有者不明土地管理特別会計

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	所有者不明土地管理特別会計
所管課	管財課
対象の歳出取引	土地管理業務費、予備費
金額	14,649,320,千円

### (2) 取引の概要

本会計は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「復帰特別措置法」という。）第 62 条の規程に基づき、沖縄県が管理する所有者不明土地の管理に関する事務を行うために設置された。所有者不明土地管理費は、復帰特別措置法第 62 条の規程に基づき、所有者不明土地を真の所有者に返還するまでの間、当該土地を適正に管理するとともに、所有者への返還を促進し、所有者不明土地の解消をはかるための経費であり、主な歳出科目は人件費である。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	259,233	169,057	172,439	178,751	182,775
実績	81,553	22,627	19,068	13,964	14,649
不用額	177,680	146,430	153,371	164,787	168,126

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和 4 年度決算額	主な取引内容
（土地管理費）		
報酬	6,123	非常勤職員報酬
給料	2,667	
職員手当等	1,700	期末手当（会計年度任用職員）
共済費	1,801	社会保険料
報酬費	0	
旅費	498	通勤手当、普通旅費、
需用費	285	燃料費、消耗品費、印刷製本費、修善料

役務費	99	通信運搬費、自動車保険料、
委託料	1,392	所有者不明地内の草刈り
使用料及び賃借料	76	職員用パソコンのリース契約、E T C通行料金、新聞購読料
負担金、補助及び交付金	0	
補修、補填及び賠償金	0	
償還金、利子及び割引料	0	
公課費	5	公用車の自動車重量税、
計	14,646	

#### (4) 監査の結果及び意見

(意見 1) 所有者への返還以外の解決策についても検討すべき

所有者不明土地管理会計事業の目的の一つとして、所有者不明土地問題の抜本的解決のための取り組みが上げられるところ、平成 23 年から令和 4 年度までの所有者不明土地管理解除率は以下の表のとおり推移している。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
21.8%	21.9%	22.3%	22.4%	22.7%	22.8%

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
22.9%	22.9%	23.1%	23.2%

所有者土地管理解除率は、平成 23 年度から令和 2 年度までわずか 1.4%しか上昇しておらず、解除率が改善しているとは言い難い状況である。

「新・沖縄 21 世紀ビジョン実施計画（前記：令和 4 年度～令和 6 年度）」においても、「所有者不明土地問題については、戦後 75 年が経過し、所有者の特定が難しくなっている」と指摘されているとおり、今後も所有者土地管理解除率が改善されることは期待できない状況にある。

上述のとおり、本会計の目的の一つとして、所有者不明土地問題の抜本的解決の取り組みが上げられるところ、現状では、本会計は所有者不明土地の管理に傾斜したものとなり、将来的にも現状のような管理費の支出が継続するものと考えられる。

したがって、所有者への返還以外の解決策についても検討すべきである。

## 9-1 母子父子寡婦福祉資金特別会計

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	母子父子寡婦福祉資金特別会計
所管課	青少年・子ども家庭課
対象の歳出取引	母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金、事務費
金額	151,536 千円

### (2) 取引の概要

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立の助長等を行うため、母子家庭等の親や子どもに対し、全 12 種類（事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支援資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支援資金、結婚資金）の資金を無利子または低利で貸し付けを行うものである。その原資は、国庫借入金（3分の2）と県費（3分の1）からなる。

令和 4 年度末までの貸付実績（母子父子寡婦合計）は、以下の通りである。

貸付件数	22,197 件
貸付総額	7,879,277 千円

資金別	年度別		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	1	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	1	1,100	0	0	0
修学資金	210	149,284	194	129,165	190	125,569	180	117,905	167	118,503		
技能習得資金	23	15,716	16	10,082	18	11,443	11	8,392	10	5,679		
修業資金	9	4,995	5	3,204	7	3,361	7	3,966	3	1,836		
就職支度資金	1	330	2	430	1	100	0	0	0	0		
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
生活資金	8	5,361	5	1,937	3	1,102	3	1,047	1	315		
住宅資金	0	0	1	0	0	0	0	0	1	566		
転宅資金	7	1,316	4	944	6	1,133	5	891	2	460		
就学支度資金	64	17,767	42	12,315	86	24,651	70	20,473	66	21,270		
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	323	195,769	269	158,077	311	167,359	277	153,774	250	148,629		

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

歳出取引全体

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	205,206	250,254	222,866	178,491	187,904



追加更正額	45,162	0	0	0	16,428
予算現額	250,368	250,254	228,866	178,491	204,332
実績	198,337	160,227	175,609	156,227	151,536
不用額	52,030	90,026	53,256	22,263	52,795

母子福祉資金貸付金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	181,800	210,762	208,363	158,890	160,182
追加更正額	28,906	0	▲12,999	▲321	16,428
予算現額	210,706	210,762	195,364	158,569	176,610
実績	175,480	143,054	156,340	140,746	143,018
不用額	35,225	67,707	39,023	17,822	33,591

父子福祉資金貸付金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	12,800	22,425	8,060	7,971	16,171
追加更正額	9,625	0	7,000	▲7,251	0
予算現額	22,425	22,425	15,060	720	16,171
実績	14,855	10,390	10,130	300	4,262
不用額	7,569	12,034	4,929	420	11,908

寡婦福祉資金貸付金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	5,736	12,299	9,078	7,931	7,967
追加更正額	6,563	0	0	7,564	0
予算現額	12,299	12,299	9,078	15,495	7,967
実績	5,432	4,632	888	12,727	1,348
不用額	6,866	7,667	8,190	2,767	6,619

事務費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	4,870	4,768	3,365	3,699	3,584
追加更正額	0	0	3,061	0	▲1
予算現額	4,938	4,768	6,426	3,699	3,583
実績	2,508	2,150	5,313	2,453	2,907

不用額	2,429	2,617	1,112	1,245	675
-----	-------	-------	-------	-------	-----

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
母子福祉資金貸付金	143,018	貸付金
父子福祉資金貸付金	4,262	貸付金
寡婦福祉資金貸付金	1,348	貸付金
（事務費）		
需用費	108	消耗品費（A4コピー用紙）等
役務費	164	通信費（切手代）、口座振替手数料
委託費	1,393	貸付償還事務システム保守業務委託料、未収金債権回収手数料
使用料及び賃借料	1,022	母子父子寡婦福祉資金貸付償還事務システム機器賃借料
負担金 補助及び交付金	219	母子父子寡婦福祉貸付事務費交付金の交付
償還金 利子及び割引料	0.094	過年度の過誤納収入の戻出
計	151,536	

#### （4）監査の結果及び意見

##### （指摘1）貸付事務取扱要綱に沿った書類の整備について

令和3年度の事業継続資金貸付について、「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱」の第2条2項「市町村長は、貸付申請書を受理したときは、これを点検整備し、貸付決定することについて参考となるべき事項を記載した母子（父子、寡婦）福祉資金貸付申請に伴う調書（第2号様式）に貸付申請書と他の関係書類（第1の2に規定する添付書類等）とともに提出し、これを当該町村を管轄（市にあっては次表に掲げるとおり）する県の福祉事務所長に送付するものとする。」の規定に基づき、石垣市から福祉事務所長へ資料の提出がなされている。

石垣市作成の令和3年7月12日付け「母子福祉資金貸付申請書（台帳）等の送付について」と題する書面の「5. 添付資料」として、下記(1)ないし(8)の記載がある。

- (1) 母子福祉資金貸付申請書（台帳）（第1号様式）
- (2) 申請金額内訳書
- (3) 事業実績・計画書（第3号様式）

- (4) 住宅賃貸借契約書
- (5) 資格認定証
- (6) 借入資料・返済計画書
- (7) 残高証明書
- (8) 確定申告書（写し）

「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」第2条において、「母子福祉資金の貸付を受けようとする者は、母子（父子、寡婦）福祉資金貸付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。」として、下記項目をあげている。

- (1) 住民票謄本
- (2) 戸籍謄本
- (3) 申請人及び連帯保証人（政令第9条第1項（政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に規定する保証人をいう。以下同じ。）の住所を示す見取図
- (4) 次の表の左欄に掲げる資金の種別に応ずる当該右欄に掲げる書類（以下省略）

石垣市から福祉事務所長へ提出された資料には、「(3)申請人及び連帯保証人（政令第9条第1項（政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に規定する保証人をいう。以下同じ。）の住所を示す見取図」が添付されていないため、「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱」第2条3項記載の通り、整備状況について点検したうえで、石垣市に対して補正を依頼しなければならない。

#### （意見1）適切な審査体制について

「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱」第2条3項(3)イにおいて、「福祉事務所長は、市町村長から送付された貸付申請書については次の各号に留意し、実地調査を行い、審査に必要な資料等を整備する。」「イ 貸付金の種類、金額及びその用途は申請どおり適切であるか。」と規定されている。

令和3年度の事業継続資金貸付について、「申請金額内訳書」とあわせて「金額の参考にした書類」として、A4用紙に案内文、目的、スケジュールや金額等が記載された資料が添付されている。しかし、当該資料は、2020年3月31日に案内された文面であることがうかがわれ、「お支払い期限」は、2020年8月27日に設定されている。石垣市から福祉事務所長へ資料の提出がなされたのは、2021（令和3）年7月12日であり、当該資料が作成されたであろう日付から1年以上が経過しているのだから、その他の資料の提出を求めずに審査がなされたのであれば「貸付金の種類、金額及びその用途は申請どおり適切であるか。」の審査が適切になされているとはいえない。

また「申請金額内訳書」とあわせて提出を求める「金額の参考にした書類」には、括弧書きで、「価格の掲載されたHP画面をプリントアウトしたもの or 店の見積書など」

と記載されている。たしかに、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱等に詳細な規定はないものの、貸付金の使途を審査するに際して、貸付金の支払先となる者を特定できるような資料が望ましいと考えられる。

## 10-1 林業・木材産業改善資金特別会計

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	林業・木材産業改善資金特別会計
所管課	森林管理課
対象の歳出取引	管理指導事務費、貸付事業費
金額	191 千円

### (2) 取引の概要

林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的として、林業者・木材産業事業者が経営の改善等に必要な設備を導入する先駆的な取組に対して、県が中・短期の資金の貸し付けを無利子で行う事業である。

本県は、昭和 59 年度から林業・木材産業改善資金貸付事業を始め、その原資は、国が 3 分の 2 を補助し、残り 3 分の 1 を県が負担して造成している。

なお、以下の貸付実績推移の通り、平成 26 年度以降、貸付件数は 0 件である。

年度	件数	金額
昭和 59～63 年度	38	97,300
平成元～5 年度	35	107,495
平成 6～10 年度	25	112,838
平成 11～15 年度	9	34,221
平成 21～25 年度	6	66,800
平成 21～25 年度	4	29,577
平成 26～30 年度	0	0
令和元年度	0	0
令和 2 年度	0	0
令和 3 年度	0	0
令和 4 年度	0	0
計	117	448,231

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算	15,967	15,964	15,500	15,800	15,800
実績	379	832	259	299	191
不用額	15,587	15,131	15,240	15,501	15,608

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（管理指導事務費）		
報償費	0	
旅費	75	一般職員等（交通費、旅行雑費）
需用費	16	消耗品費（林業・木材産業改善資金のしおり）
委託料	99	林業・木材産業改善資金の収納事務委託料
（貸付事業費）		
貸付金	0	
計	191	

（4）監査の結果及び意見

（指摘1）本事業の見直しについて

林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的として、林業者・木材産業事業者が経営の改善等に必要な設備を導入する先駆的な取組に対して、県が中・短期の資金の貸し付けを無利子で行う事業であるが、平成26年度から令和4年度のまでの貸付実績は0である。

また、令和2年度から令和4年度までの相談件数は、以下のとおりである。

令和2年度	令和3年度	令和4年度
2件	4件	9件

令和2年度から令和4年度にかけて7件の相談件数の増加があるといえるが、本会計の予算規模に比し、僅少な相談件数に留まっていると言わざるを得ない。

この点、担当課から、相談件数について、①下記表の貸付実績のうち、貸付があった年度（最大値及び最小値除く）のみ5カ年平均を更に平均した場合、1件あたり470万円の貸付と考えられ、年間の予算で勘案すると、年間の相談件数は3件が妥当であること、②令和4年の沖縄県の林業者数は業者数103、従業者数526名とであることから、相談件数は、業種全体の1割弱、従事者数からみると2%弱であり、相談件数は少なくない（木工業者の大半は貸付対象から外れるため、業者数は54、従業者数428名になり、相談件数の割合は更に増加する。）ことを根拠に、相談件

数は僅少ではないとの回答があった。

貸付実績

単位:千円				
年度	件数	金額	5カ年平均	備考
昭和59～63年度	38	97,300	2,561	最小値
平成元～5年度	35	107,495	3,071	
平成6～10年度	25	112,838	4,514	
平成11～15年度	9	34,221	3,802	
平成16～20年度	6	66,800	11,133	最大値
平成21～25年度	4	29,577	7,394	
平成26～30年度	0	0	0	
令和元年度～令和5年度	0	0	0	
計	117	448,231		

※最大値及び最小値は除く

しかし、貸付実績はあくまで貸付実績にすぎず、貸付実績から年間の相談件数が妥当か否か判断することはできない。

しかも、担当課は、貸付実績が0であった年を排除しているが、貸付実績を根拠に相談件数の妥当性を検討するのであれば、貸付実績が0の年度を排除する理由はない。貸付件数を根拠に相談件数を検討する場合、貸付実績が0の年における妥当な相談件数は0件となる。かかる結論からも、担当課の回答が不合理であることは明らかである。想定される相談実績を多く見せるために、相談件数が0の年度を恣意的に排除したとも捉えられかねない。

そもそも、昭和59年から平成25年までの貸付け実績を下に、現状の相談件数の妥当性を検討しているが、10年以上前のデータを使用して相談件数を検討すること自体不合理である。

また、担当課は、現在の林業者数から相談件数を検討しているが、これも相談件数の検討方法として不合理である。仮に現在の林業者数を前提にしても、相談件数はニーズに応じて増減があるのであって、林業者数や従事者数のみを根拠に、相談件数の妥当性を検討することはできない。そもそも、異業種からの新規参入や、自伐型林業に参入する者の機械購入への貸付も想定されるため、既存の林業者数や林業従事者数のみからは、相談数の検討はできない。

相談件数を検討する根拠を示すのであれば、事業者に対するニーズ調査等のアンケートの実施、アンケート結果の検討、説明会開催の有無、説明会開催の頻度、説明会への参加者数等を示すべきであるが、かかる根拠は示されなかった。

今回の担当課の回答は、図らずも、需要がないことを示す結果となった。

なぜなら、昭和59年～63年度までの間、38件の貸付件数があったものが、年々

減少し、平成 11 年～15 年度までの間 1 桁の貸付件数となり、平成 26 年以降は貸付件数が 0 件である状況からして、需要があるとは到底言えないからである。仮に需要があるとすれば、需要が貸付けに結びついていないこととなり、広報活動等県民への周知がなされていないこととなる。

かかる状況下においては、本会計そのものを見直すか、本会計の目的を達成するための広報活動、貸し付ける際の審査の見直し等の改善が必要である。

#### (指摘 2) 林業・木材産業改善資金のしおりの部数管理

需用費として、令和 5 年 2 月に「林業・木材産業改善資金のしおり（令和 4 年度版）」を 77 部、金 1 万 6940 円で購入している。

本会計における貸付実績が平成 26 年以降 0 で推移し、令和 2 年度から令和 4 年度までの総相談数が 15 件に留まっているのであるから、しおりの内容、配布先、購入部数が目的に照らして適切かどうか疑問のあるところである。

この点、担当課からは、パンフレットについては、各地区で開催する市町村担当者及び林業者向け説明会において、出席者数を考慮したうえで配布を行い、市町村等を通して相談があった場合には、各出先機関において提供できるように窓口を設置し、出先機関の窓口においては、興味を持って頂いた林業者が手に取りやすいように、設置しているものの、在庫管理は行っていないとの回答を得た。

在庫管理を行わずに、「林業・木材産業改善資金のしおり（令和 4 年度版）」を漫然と発注することは、公金支出の方法として問題である。

今後は、在庫管理を行った上で、必要な部数の発注を行うべきである。

#### (意見 1) 不能欠損理由の経緯においても、面談内容を記載することが望ましい

所管課作成の「R 3 年び不能欠損の件数及び不能欠損理由」（原文ママ）と題する書面において、令和 3 年度の不能欠損が 1 件であること及びその経緯が記載されている。

経緯欄において、「平成 23 年 6 月からサービサーに委託を開始し、主債務者の所在調査を実施したが、長期間所在不明であったため、平成 29 年に本籍地へ住民票請求したところ、県外へ転出していることが判明した。」と記載されている。

この点、本籍地へ住民票請求したところ県外へ転出していることが判明したのであれば、前住所の住民票除票を取得すれば転出先の住所は判明するが、上記経緯からは、いつ頃住民票の異動があったのかを含め所在調査の詳細が不明である。

また、「さらにもう 1 名の連帯保証人（C 氏）から平成 24 年 11 月 26 日及び平成 25 年 4 月 16 日に一部返済があったが、その後返済が困難となっていた。この連帯保証人については平成 30 年 10 月 16 日に県が面談を行った。同月 18 日付けで連帯保証人の代理人から主債務者の消滅時効援用通知書が提出された。」と記載されているが、県が連帯保証人（C 氏）とおこなった面談内容が記載されておらず、面談においてどのよう



なやりとりがあったのかが不明である。

面談直後に連帯保証人（C氏）から消滅時効援用通知書が提出されているが、当該面談内容が時効中断事由に影響する可能性も否定できないため、面談におけるやりとりを記録として残し、不能欠損理由の経緯においても、面談内容を記載することが望ましい。

## 11-1 沿岸漁業改善資金特別会計：管理指導事務費

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	沿岸漁業改善資金特別会計
所管課	水産課
対象の歳出取引	管理指導事務費
金額 (令和4年度実績)	499千円

### (2) 取引の概要

債権回収業務に係る委託費等の支出取引である。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の（予算・実績・不用額）

(単位：千円)

	令和4年度
当初予算	1,266
実績	499
不用額	766

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
旅費	66	
需用費	71	
役務費	63	
委託費	297	回収委託業務：287千円
計	499	

### (4) 監査の結果及び意見

(意見1) 特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分

本事業における延滞債権のうち一部については、その回収業務を(株)沖縄債権回収サービスに委託している。(委託料は、回収金額の30%、との条件である。)

同社への委託契約は、以下の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号の“その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき”に該当するとして、特命随意契約により委託先を選定している。

- ・ 委託する業務の性質上、債務者に関する個人情報の取り扱いや訪問等による催促活動が伴うが、法令に違反するようなことがあってはならない。従って、業者の選定に際しては、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき、法務大臣の許可を受け、高い遵法意識を有する専門業者が適当と考えられ、一般競争入札には適さないと考える。
- ・ 沖縄県内において、法務大臣の許可を受けて営業を行っている債権回収会社は、沖縄債権回収サービスと美ら島債権回収会社の 2 社である。しかし、美ら島債権回収会社については、平成 27 年 2 月に法務大臣より債権管理回収業の営業許可を受け、親会社である沖縄銀行のグループ内の債権回収に限定した業務を行っており、当会社は委託の対象とはならない。  
よって、委託対象となる法人は事実上、(株)沖縄債権回収サービスの 1 社であり、既に委託した自治体においても、委託後、問題の発生は見られないことから、コンプライアンスの面からも適当であると考えられる。

しかしながら、債権回収業務については弁護士も実施可能であり、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく許認可法人に委託先を限定する必要は無い。この点は、「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査」(内閣府)の報告書によれば、地方公共団体の債権回収業務の委託先として、弁護士に委託している事例も記載されているところである。

したがって、債権回収業務の委託候補先について、弁護士を除外し、債権管理回収業に関する特別措置法」に基づく許認可法人のみ、としている状況は、より効率的かつ効果的な業務を実施する委託候補先を選択肢から除外している可能性があり適切とは言えない。

ただし、(株)沖縄債権回収サービスは本事業の債権回収業務について平成 22 年度より継続して受託しており、債務者の状況等を詳細に把握しているものと考えられる。また、令和 4 年度の債権回収業務委託費は 287 千円と少額にとどまっており、毎年、一般競争入札やプロポーザル方式により委託先を決定することは、費用対効果の観点から適切ではないとの可能性がある。

このような状況を踏まえ、県は、複数年に 1 回の頻度でプロポーザル方式により委託先を選定する等、より効率的かつ効果的な業務を実施する委託候補先を除外することなく、委託先を決定する方法を検討されたい。

## 12-1 産業振興基金特別会計：産業振興基金事業費

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	産業振興基金特別会計
所管課	産業政策課
対象の歳出取引	産業振興基金事業費
金額 (令和4年度実績)	48,054 千円

### (2) 取引の概要

沖縄県産業振興基金事業補助金の交付及び補助金交付先へのハンズオン支援等に係る業務委託費である。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の（予算・実績・不用額）

（単位：千円）

	令和4年度
当初予算	109,975
実績	48,054
不用額	61,920

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
委託費	15,097	補助金交付先のハンズオン支援等に係る業務委託費
負担金、補助及び交付金	32,956	補助金の交付（交付先数は5件）
計	48,054	

### (4) 監査の結果及び意見

#### 【補助金】

#### (意見1) 補助事業の内容と補助金交付規程との整合性について

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第1条によれば、本特別会計事業の補助金交付の趣旨は、「本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって産業の振興を図ることにある」とされていることから、補助金交付先の

事業は、本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等に資する事業である必要がある。

また、沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程別表において、補助金の種類ごとに具体的な事業内容が規定されている。

ここで、令和4年度における補助金交付先事業について、沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程に定める補助金交付の趣旨や具体的な事業内容に沿った内容であるかどうかを検討したところ、県の見解と監査人の見解に乖離が生じる事業が複数存在した。

#### ① 沖縄オンライン物産展販促チャンネル多様化事業

<事業者>

（株）沖縄県物産公社

<主な事業内容>

- ・ 令和3年度の補助事業で構築した沖縄オンライン物産展 EC サイトの再構築

<主な補助対象経費>

- ・ EC サイト再構築、サイト内動画制作等のために支出した委託費や人件費

<事業の種類>

戦略的産業育成支援事業

（本県の施策と連動し、付加価値の高いビジネスモデルの創出等を推進する戦略的産業（情報通信産業、観光リゾート産業、国際物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空臨港型産業等）の育成・支援事業）

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する監査人の見解>

- ・ ライブコマースを活用した EC サイトと構築とのことであるが、アイデアに目新しさは無く、また、既に「わしたショップオンライン」という EC サイトが存在する中で、産地直送品のためだけに別途 EC サイトを構築することが、特別付加価値が高い施策であるか疑問である。
- ・ 単なる EC サイトの構築により、技術革新・高度情報化・国際化という先進的な目的が達成できるか疑問である。

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する県担当課の見解>

- ・ コロナ禍による観光産業の落ち込みにより、大きな影響が出た物産販売について、EC 販売に加え、商品の魅力（特徴や生産者の思い等）を伝えるライブコマース等の新たな販売手法により、マーケットの拡大や商品のブランド化等が期待できる取組である点について産業振興への効果を評価し、補助事業に採択した。

#### ② 世界に誇る沖縄の伝統染織物の承継と発展の仕組構築事業

<主な事業内容>

- ・ 染織物業界の課題解決及び振興のために、新規サービスコンテンツの開発、新たな流通システムの構築、プロモーションの実施、等を実施する。

<主な補助対象経費>

- ・ 上記施策のための人件費
- ・ テストマーケティング、販売会参加にかかる旅費
- ・ プロモーションにかかる委託費

<事業の種類>

地域産業支援事業

(地域特性を生かした地域産業の活性化又は高度化に大きく寄与すると認められる新技術又は新製品の研究開発事業、地域産業育成支援事業)

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する監査人の見解>

- ・ 民間事業者へ2百万円程度の補助金を交付し、当該事業者が新規サービスコンテンツの開発やテスト販売を行ったとしても、地域産業の活性化に大きく寄与する規模の事業になるとは考え難い。
- ・ 単なるサービスコンテンツの開発や新規販売先の開拓により、技術革新・高度情報化・国際化という先進的な目的が達成できるか疑問である。

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する県担当課の見解>

- ・ 染織物の新たな流通構造を構築し、生産者の収益を向上させることで、生産額や従事者の増加等につなげるとともに、観光コンテンツ化による地域活性化を目指した取組である点について産業振興への効果を評価し、補助事業に採択した。

③ 伊江島とその特産品のブランド力向上事業

<主な事業内容>

- ・ SNSを活用した情報発信やECサイト運営を含めた自走化体制の構築
- ・ 商談会やイベント等への出店

<主な補助対象経費>

- ・ 自走化支援のための委託費
- ・ 商談会やイベント出店にかかる旅費

<事業の種類>

北部地域産業振興事業

(北部地域(名護市、国頭郡並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村をいう。)における地場産業、情報関連産業、地域イベント等の戦略的産業及び情報関連、技術・研究開発関連、観光リゾート関連、農林水産業関連分野等の人材育成並びに支援及び活用事業)

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する監査人の見解>

- ・ 1 民間事業者に対して2百万円程度の補助金を交付することにより、技術革新・高度情報化・国際化という先進的な目的が達成できるか疑問である。

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する県担当課の見解>

- ・ 伊江村の出資により伊江村の観光土産品の販売等の事業主体として設立された法人となっており、本事業を活用した特産品のブランド化等を通して、離島である伊江村の認知度向上、観光誘客等による地域活性化を目指す取組である点について産業振興への効果を評価し、補助事業に採択した。

#### ④ 「つながる地方物産展」を核とした外部販売拡大事業

<主な事業内容>

- ・ より付加価値の高い新商品・サービスの開発
- ・ 物産展の試行により販路開拓と販売方法を確立

<主な補助対象経費>

- ・ 上記施策にかかる人件費や委託費

<事業の種類>

北部地域産業振興事業

(北部地域(名護市、国頭郡並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村をいう。)における地場産業、情報関連産業、地域イベント等の戦略的産業及び情報関連、技術・研究開発関連、観光リゾート関連、農林水産業関連分野等の人材育成並びに支援及び活用事業)

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する監査人の見解>

- ・ 1 民間事業者に対して1百万円程度の補助金を交付することにより、技術革新・高度情報化・国際化という先進的な目的が達成できるか疑問である。

<補助金交付規程に沿った事業であるかどうかに関する県担当課の見解>

- ・ 地域組織(名護市二見以北10区)の出資により、400余りの地元農家の直販事業・自然体験事業等を実施する主体として設立された法人となっており、コロナ禍による収益低下に加え、施設改修が重なったことから、地域の雇用や所得の維持のため、外部販売に挑戦する取組等について産業振興への効果を評価し、補助事業に採択した。

上記の事業は、地域振興の観点から補助金を交付すること自体には一定の合理性を有すると考えられる。

一方で、本特別会計事業の補助金交付の趣旨が、沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第1条において「本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって産業の振興を図ることにある」と規定されている点を踏まえると、実際の補助金交付事業の内容が、規程に定めるような技術革新、高度情報化、国際化といった先進的な内容になっていないとの印象を受けた事業が散見された。

このような状況では、技術革新、高度情報化、国際化といった先進的な事業に補助金を交付しているのではないか、という県民の期待と、実態との間でギャップが生じてし

まう可能性がある。

このような県民との期待ギャップを解消するために、例えば、以下のような対応を検討されたい。

<対応策（案）>

- ・ 沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程を改定し、補助金交付対象事業について、技術革新、高度情報化、国際化といった先進的な事業にとどまらず、本県産業振興の活性化に資するのであれば、より広範囲な事業まで交付対象とすることを明記する。
- ・ 補助金交付先事業を、技術革新、高度情報化、国際化といった先進的な事業に限定する。
- ・ 補助金交付先事業について県民の理解を向上させるために、補助金交付先事業内容を詳細に公表する。なお、この場合には、総論の意見②で記載した通り、成果指標の達成度も合わせて公表することが有用であると考えられる。

（意見2）事業計画の内容と実績報告内容に差異が生じている

補助事業の実施に際し、県は、補助金交付申請時に事業者から事業計画書を受領するとともに、補助事業終了後に事業実績報告書を受領している。

ここで、令和4年度の補助金交付事業の中に、事業計画書の記載内容と事業実績報告書の記載内容に差異のある事業が発見された。

① 沖縄オンライン物産展販促チャンネル多様化事業

事業計画書	事業実績報告書	差異
ライブコマースサービスの導入 (インフルエンサーとのタイアップ、定期的なライブコマースの定着化)	ライブコマースを2回実施	有 (定期的なライブコマースの定着化を計画していたにも関わらず、2回の実施に留まっている。)
サブスクリプションサービスの構築	(記載無し)	有 (事業実績報告書に記載無し)
Webサイトの構築	取材体制構築 沖縄 LIFE 再構築	無
Webサイトへの集客広報	外部専門員の選定 パンフレット作製・配布	無
沖縄 LIFE 参加企業の発掘	取材体制構築	無



SNS と動画の積極的な活用	SNS 活用	無
----------------	--------	---

② 世界に誇る沖縄の伝統染織物の承継と発展の仕組構築事業

事業計画書	事業実績報告書	差異
染織物の新たな流通の仕組み作り(テストマーケティング)	テストマーケティングの実施	有(テストマーケティングであるにもかかわらず、実績報告書においてイベントでの売上高報告に留まっており、課題や今後の改善施策に関する提案が記載されておらず、テストとしての役割を果たしているか不明である。)
サービスコンテンツの開発(先進地調査、テストマーケティング)	工房や地域観光協会とのサービスコンテンツ開発	有(サービスコンテンツを企画したものの、参加人数不足によるツアー未実施やコロナによる実施見送りにより、結果的に施策が成功したとは言い難い。)
プロモーション	プロモーションの実施	無

県は、事業計画書に記載された内容で事業が実施されているかどうか、事業者をモニタリングし、事業内容に修正が生じるようであれば、沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程に基づき「産業振興基金事業経費配分(内容)変更承認申請書」の提出の可否を検討すべきではないか。

また、県は、事業計画に記載されている施策を実施した結果、施策が成功したとは言い難い場合は、その原因、課題、改善策についても事業実績報告書に記載させるよう、事業者に指導することが望ましい。

さらに、事業実績報告書には、単なる結果のみではなく、施策の目的を踏まえた記載内容とするよう、事業者に指導すべきである。

(意見3) 補助金交付継続年数について

沖縄県産業振興基金事業補助金は、規程等で補助金交付の継続年数について上限は設定されておらず、実際に補助金交付が連続して5年以上となっている事業者も存在した。

補助金交付年数が長期に渡っていることが一律に問題となるわけではないが、最終的に自走化を目指すべきであるにも関わらず、補助金交付年数が過度に長期に渡ってしまうと、事業者が補助金に依存する体質になってしまうリスクが生じるため、長期に渡る補助金交付は慎重になるべきである。

この点、県担当課によれば、「本補助事業は継続ではなく毎年新規の公募により選定しており、補助金に依存している事業者なのか、産業振興のため必要なものなのかは、事業計画の内容により審査しており、必要に応じ、個別に経営状況のヒアリングも行っており、企業の運営補助とならないよう注意している。」とのことであるが、実際に補助金交付が連続して5年以上となっている事業者が存在していることは事実である。

そのため、沖縄県産業振興基金事業補助金について、補助金交付年数の上限を設けることについて検討することが望ましい。

また、補助金の交付年数が複数年に渡る場合、前年度までの補助事業の成果を検証した上で、次年度の補助金交付の可否を慎重に検討すべきである。

### 【委託】

(指摘1) 特命随意契約で委託先を選定した根拠が不十分

本事業では、補助対象事業者に対してハンズオン支援等を行う業務を委託しており、令和4年度は特命随意契約により公益財団法人沖縄県産業振興公社を委託先を選定している。

同公社への委託契約は、以下の理由により、地方自治法施行令第167条の2第2号の“その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき”に該当するとして、特命随意契約により委託先を選定している。

- ・ 受託者は、中小企業支援法に基づく特定支援事業を行う指定法人として認定され、県の商工施策を補完する機関として、各種事業を実施している。また、公益財団法人として、公的かつ公平な立場で不特定かつ多数の者の利益の推進を目的としている。
- ・ 本事業を効果的に推進する為には、①県内にある支援機関と連携して支援が実施できること、②事業運営に対して、様々な角度から助言が可能であること、③県の産業振興施策及び県内の産業振興に関する情報を把握していることが必要である。
- ・ 本事業の補助は個別企業のみで実施する製品開発や販路拡大等を対象としておらず、県全体や地域の産業振興への効果を評価し、事業者を採択する必要がある。  
そのため、補助事業者のハンズオン支援・フォローアップ支援に当たっては、各業界や地域で抱える課題、これに対する国や県、各産業支援団体の取組を把握した上で、本県の産業振興に効果的な取組となるような視点からの助言等を行う必要がある。

しかしながら、以下の状況を踏まえると、当該委託業務が地方自治法施行令第167条の2第2号の“その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき”には該当するとは言えないと考えられる。

- ・ ハンズオン支援業務を実施する上で、「中小企業支援法に基づく特定支援事業を行う認定法人」かつ「公的かつ公平な立場で不特定かつ多数の者の利益の推進を目的とする公益財団法人」であることは必要条件ではない。
- ・ 県内の支援機関との連携や、県の産業振興施策及び県内の産業振興に関する情報把握は、委託事業者が必ずしも保有している必要は無く、県が随時フォローすれば足りるという可能性があるため、委託先選定の必要条件とは言えない。
- ・ 平成28年度にプロポーザル方式による公募により、委託先を選定した実績がある。

このように、同公社を特命随意契約にて委託先としている現状は、より効率的かつ効果的な業務を実施する委託候補先を選択肢から除外している可能性があり適切とはいえない。

また、沖縄県随意契約ガイドライン3.(3)において、「公社等外郭団体との随意契約については、適正な契約事務の遂行と、競争性のある契約方法の適用に留意しなければならない」旨が記載されている点を踏まえても、同公社に対して特命随意契約により業務委託を継続することは慎重であるべきである。

一方で、本事業における補助金交付事業者は、複数年度に渡って継続して補助金交付を受けることもあるが、ハンズオン支援事業者も補助金交付事業者に対する知識・経験を有している方が、効果的に支援が実施できる可能性があり、このような観点からはハンズオン支援者を毎年変更するのではなく、一定の期間においては、前年度と同一の事業者にハンズオン支援業務を委託することが、効果的かつ効率的となる可能性もある。

以上の状況を踏まえ、県は、少なくとも複数年に1回の頻度でプロポーザル方式により委託先を選定する等、より効率的かつ効果的な業務を実施する委託候補先を除外することなく、委託先を決定する方法を検討されたい。

### 15-1 下地島空港特別会計：空港管理運営費

#### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	下地島空港特別会計
所管課	空港課
対象の歳出取引	空港管理運営費
金額 (令和4年度実績)	281,441 千円

#### (2) 取引の概要

主に、下地島空港に係る管理運営業務の外部委託費である。

令和4年度の外部委託費(223,800千円)のうち、主な契約は次の通りであった。

契約名	契約額(税込)
R4年度下地島空港消防及び施設点検業務	90,453 千円
R4年度下地島空港航空灯火施設維持管理業務	44,614 千円

#### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	502,103	415,990	277,983	291,219	352,512
実績	281,329	588,611	413,635	277,203	281,441

当該決算額(使途)の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
旅費	657	
需用費	13,023	
役務費	1,343	
委託費	223,800	消防及び施設点検業務：90,453千円 航空灯火施設維持管理業務：44,614千円
使用料及び賃借料	215	
工事請負費	4,395	
備品購入費	145	
負担金、補助金及び 交付金	37,859	国有資産等所在市町村交付金：37,785千円

計	281,441
---	---------

(4) 監査の結果及び意見

下地島空港特別会計の令和4年度の歳出に含まれる委託費のうち、金額が多額な契約を中心にサンプルで資料を閲覧したところ、以下のような事項が発見された。

(意見1) 委託費に含まれる一般管理費相当額の算定方法について

県が委託費の予定価格を積算するにあたり、直接経費の他に一般管理費相当分についても加算されているが、監査人が資料を閲覧した委託契約の一般管理費相当分は、以下の通り、明確な根拠に基づき算定されていた。

契約名	予定価格総額 (税抜)	一般管理費額 (一般管理費率)	一般管理費率の根拠
R4 年度下地島空港消防 及び施設点検業務	79,927 千円	5,651 千円 (8%)	建築保全業務積算基準、建築 保全業務積算要領 (いずれも 国土交通省作成)
R4 年度下地島空港航空 灯火施設維持管理業務	38,590 千円	4,777 千円 (14.14%)	航空灯火施設維持工事の積算 要領 (国土交通省作成)

一方、総務部財政課が作成した「令和4年度当初予算見積基準表」によれば、委託費に含まれる一般管理費について、次の算式で算定することが明記されており、上記の算定方法とは異なる方法が示されていた。

R4 年度下地島空港航空灯火施設維持管理業務については、一般管理費率が 14.14% になっていることから、「令和4年度当初予算見積基準表」に規定されている原則的な算定方法とは異なる結果となっている。

【「令和4年度当初予算見積基準表 (総務部財政課)」より抜粋】

一般管理費は、当該業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費であり、次の計算式により算出すること。

$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費}) \times 10 / 100$  以内

※ 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者 (共同事業体構成員を含む) が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費のうち、仕事の完成を目的とした外注 (請負契約) に必要な経費は一般管理費の算定にあたって控除しないものとする。

(請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等)

※ 継続事業で上記計算式により難しいなど特殊要因がある場合は、実績、実情を勘案し、適正かつ合理的な方法に基づき算出された金額を見積もること。

(下線は監査人による。)

ここで、R4 年度下地島空港航空灯火施設維持管理業務の一般管理費が「令和 4 年度当初予算見積基準表」にある“10/100 以内”という係数に基づき算定されていない理由について県担当課に質問したところ、以下の理由により、「令和 4 年度当初予算見積基準表」ではなく、「航空灯火施設維持工事の積算要領」に基づいて算定したとの回答であった。

- ・ 航空灯火電気施設の機能を保持するために維持工事として請負に付する場合の標準的費用等を積算する場合の業務の能率向上、積算の統一及び適正化を図ることを目的として、国土交通省において「航空灯火施設維持工事の積算要領」が策定されており、一般管理費も含め当該積算要領に基づいて算定した方が、航空灯火電気施設維持工事の実情を勘案した結果となり妥当である。
- ・ 「令和 4 年度当初予算見積基準表」における、“特殊要因”に該当するため、“一般管理費率 10/100 以下”を採用していない。

R4 年度下地島空港航空灯火施設維持管理業務の積算にあたり、国土交通省が定める「航空灯火施設維持工事の積算要領」に基づき算定することに一定の合理性が認められる点に異論はない。

一方で、R4 年度下地島空港航空灯火施設維持管理業務の実際の一般管理費率を確認したところ、「航空灯火施設維持工事の積算要領」に基づく一般管理費率 14.14%とは大きく乖離が生じていたことから、「航空灯火施設維持工事の積算要領」に基づく一般管理費率を採用することが当該業務の実情を表しているかどうかは疑問が残る。

したがって、県は、委託費の一般管理費率については、あくまで「当初予算見積基準表」にある“10/100 以内”という比率が原則的な算定方法であり、これ以外の算定方法を採用する場合には、特殊要因が存在する点や、採用する一般管理費算定方法が一般管理費率“10/100 以内”よりも実績や実情を踏まえると合理的である点、を文書化した上で、予定価格積算資料に添付することを検討されたい。

(意見2) 契約書における反社排除条項の記載について

一般競争入札の公告においては、反社会的勢力を排除する要件を記載していたが、一部の業務委託契約書では反社会的勢力を排除する条項が記載されていない契約が存在した。当該業務の委託先は、複数年に渡って継続して県からの業務を受託している事業者であるものの、無用なリスクを回避する観点から、業務委託契約書に反社会的勢力を排除する条項を全ての契約書へ記載すべきである。

なお、県担当者によれば、令和6年度から、全ての業務委託契約書に反社会的勢力を排除する条項を記載する方針とのことであった。

16-1 農業改良資金特別会計（就農支援資金）：公債費（元本）

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	農業改良資金特別会計（就農支援資金）
所管課	営農支援課
対象の歳出取引	公債費（元本）
金額	8,492 千円

(2) 取引の概要

就農支援金については、沖縄県の貸付け業務は終了しており、貸付金の回収業務を行っている。未収金は発生していない。

令和4年度末の借入金残高は12,482千円であり、令和7年度に返済完了予定となっている。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

公債費（元本）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	7,294	8,492	8,492	8,492	8,492
実績	7,294	8,492	8,492	8,492	8,492
不用額	0	0	0	0	0

計画どおり回収できている不用額は発生していない。

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(公債費 元金)		
償還金、利子及び割引料	8,492	就農支援資金貸付金の国への償還金
計	8,492	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし



## 16-2 農業改良資金特別会計（農業改良資金）:国庫等返還金

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	農業改良資金特別会計
所管課	農政経済課
対象の歳出取引	国庫等返還金
金額	15,468 千円

### (2) 取引の概要

農業改良資金については、沖縄県の直接貸付は終了（貸付業務は沖縄振興開発金融公庫へ移管）しており、現在は、貸付の前提となる貸付資格の認定および沖縄県が直接貸付を行った貸付金の債権管理・回収業務を行っている。貸付実績（件数と金額）および、未収状況（件数、金額）は下記の通り。

貸付実績件数	5,276 件
貸付実績金額	12,512,300 千円
未收件数※	72 件
未収金額（元金のみ）※	232,894 千円

※令和5年4月1日現在

現在、直接貸付方式の延滞債権の回収が課題となっている。沖縄県の督促にも誠意を示さないケースにおいては債権回収会社に回収を委託し、県・民間委託の両輪で回収を行っている。なお、「新沖縄県行政運営プログラム（令和5年度～令和8年度）」の「未収金の解消」で未収金解消に向けた数値目標を設定している。

**未収金の解消  
個票番号:2**

**債権ごとの数値目標等**

未収金債権名	農業改良資金貸付金	所管課	農政経済課
債権の概要	新たな農業経営等にチャレンジする農業者に対する資金の無利子貸付		

1 未収金解消に向けた今後の数値目標 (単位:千円)

年度		R4末	R5末	R6末	R7末	R8末	R4とR8の比較
合計	残高目標額	229,358	212,615	197,307	183,298	170,467	—
	前年度比増減額	—	▲ 16,743	▲ 15,308	▲ 14,009	▲ 12,831	▲ 58,891
	増減率(%)	—	▲ 7.3%	▲ 7.2%	▲ 7.1%	▲ 7.0%	▲ 25.7%
現年度分	残高目標額	0	0	0	0	0	—
	前年度比増減額	—	0	0	0	0	0
	増減率(%)	—	—	—	—	—	—
過年度分	残高目標額	229,358	212,615	197,307	183,298	170,467	—
	前年度比増減額	—	▲ 16,743	▲ 15,308	▲ 14,009	▲ 12,831	▲ 58,891
	増減率(%)	—	▲ 7.3%	▲ 7.2%	▲ 7.1%	▲ 7.0%	▲ 25.7%

(参考)

うち時効到来債権残高	46,242	45,641	45,047	44,462	43,884	▲ 2,358
------------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

※時効到来債権とは、時効期間経過前に督促や催告を行うなど履行の請求に努めたものの、時効期間が経過したもの。(時効期間:旧民法第167条第1項 10年)

2 目標設定の考え方

<p><b>【現年度分】</b> 現在、県においては新規貸付を行っておらず、約定償還分もすべて満了したことから、現年度の未収金は発生しない。</p> <p><b>【過年度分】</b> 債務者の高齢化や離農、燃料・資材価格高騰等による営農環境の悪化等のほか、回収が進むことで総額が減少し、より困難なケースの割合が高まることから、H30～R3年度の平均徴収率(7.5%)から対前年度で0.1ポイントずつ減少(同期間の対前年度平均増減率)していくこととして、残高目標額を設定する。</p> <p><b>【時効到来分】</b> 引き続き債権回収に努めることとするが、回収不能債権については、条件が整い次第、法的手続又は債権放棄を行い不納欠損処理する。 残高目標設定については、直近5カ年間の平均増減率△1.3%を目標として未収金残高を圧縮する。</p>
--

3 未収金解消に向けた具体的な対応策等

<p>平成29年3月に策定した「沖縄県農業改良資金管理マニュアル」に基づき、適正な債権管理に取り組む。具体的には、以下のような取り組みを継続して行っていく。</p> <p>① 借受者本人のみならず連帯保証人に対しても面談・催告を行い、債務者の実情を把握して分割返済等を促す。</p> <p>② 県の督促にも誠意を示さないケースについては、誠実に返済に応じている債務者との公平性を確保するため、債権回収に豊富な知識と経験を有する債権回収会社に回収を委託し、県・民間委託の両輪で回収を強化していく。</p> <p>③ 返済余力がありながら返済に応じない債務者に対しては、費用対効果を検討し、効果が大きいと判断されるケースについては法的措置を検討する。</p> <p>④ やむを得ず不納欠損せざるを得なくなったケースについては速やかに処理を行い、実行ある債権回収となるよう取り組んでいく。</p>
---

出典：新沖縄県行政運営プログラム（令和5年度～令和8年度）

11-1 未収金の解消（財政課・関係各課）

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

国庫等返還金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	42,812	15,628	18,518	16,192	17,310
実績	42,811	15,627	15,170	15,385	15,468
不用額	1	1	3,348	807	1,842

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(国庫返還金等)		
償還金、利子及び割引料	15,468	農業改良資金の国への返還金
計	15,468	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見1) 不納欠損処理の検討について

農業改良資金は、貸付実績件数5,276件のうち令和5年4月1日現在の未収件数は72件となっている。貸付債権の回収が進むことで回収困難なケースの割合および時効到来債権の割合が増加し、不納欠損処理を検討しなければならない債権が増加すると考えられる。不納欠損処理を検討しなければならない債権については、遅滞なく不納欠損処理の検討を実施されたい。

16-3 農業改良資金特別会計（就農支援資金・農業改良資金）：事務費

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	農業改良資金特別会計 (就農支援資金・農業改良資金)
所管課	就農支援資金：営農支援課 農業改良資金：農政経済課
対象の歳出取引	事務費（就農支援資金・農業改良資金）
金額※	就農支援資金：40千円 農業改良資金：4,085千円

※農業改良資金特別会計全体の事務費は4,125千円

(2) 取引の概要

就農支援資金の貸付金の交付及び償還金の収納等の事務は、沖縄県農業協同組合へ委託している。現在、沖縄県の貸付業務は終了し、貸付金の回収業務を行っているため、委託事務手数料について貸付に対する手数料はなく、回収に対する手数料が発生している。

農業改良資金については、沖縄県の直接貸付は終了（貸付業務は沖縄振興開発金融公庫へ移管）しており、現在は、貸付の前提となる貸付資格の認定および沖縄県が直接貸付を行った貸付金の債権管理・回収業務を行っている。債権管理業務は2名で行っている（2名で行っているのは職務分掌のため）。事務費の主な内容は、人件費、事務用品費、車両費、講座参加費（債権管理に関する講座）、委託料である。委託料は、沖縄県の督促にも誠意を示さないケースについて、誠実に返済に応じている債務者との公平性を確保するため、債権回収に豊富な経験を有する債権管理会社に回収を委託している。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

事務費（就農支援資金） (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	211	189	163	146	132
実績	168	66	49	52	40
不用額	0	0	0	0	0

令和四年度の予算には旅費、需用費、委託料が計上されている。

当該決算額（使途）の内訳 (単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(事務費)		
委託料	40	農業改良資金事務委託料
計	40	

令和四年度の決算額については、貸付回収業務に係る委託料のみが発生している。

事務費（農業改良資金） (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	9,722	9,809	10,558	13,479	7,267
実績	3,913	4,473	5,229	9,561	4,085

不用額	5,809	5,336	5,329	3,918	3,182
-----	-------	-------	-------	-------	-------

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（事業費）		
報酬	272	任用職員
職員手当等	107	任用職員
共済費	24	労働保険料
旅費	14	任用職員
需用費	173	修繕費（公用車車検）、燃料費（ガソリン）、印刷製本（複写サービス）、消耗品費（トナー）
役務費	85	自動車損害保険料（公用車車検）、手数料（公用車車検）、通信運搬費（郵便切手、電話料金）
委託料	3,341	農業改良資金回収業務委託
負担金、補助金及び交付金	64	負担金（講座参加料）
公課費	5	重量税（公用車車検）
計	4,085	

（4）監査の結果及び意見

（指摘）

なし

（意見）

なし

## 17-1 小規模企業者等設備導入資金特別会計：公債費（元金）

### （1）対象の歳出取引について

特別会計の名称	小規模企業者等設備導入資金特別会計
所管課	中小企業支援課
対象の歳出取引	公債費（元金）
金額	58,568 千円

### （2）取引の概要

公債費（元金）は③高度化資金の中小企業基盤整備機構への償還金が計上される。中小企業基盤整備機構への償還額は、貸付先の組合等からの償還金を財源にその都度償還している（中小企業基盤整備機構への償還額＝貸付先の組合等からの償還金×中小企業基盤整備機構からの借入額÷組合等への貸付額）。

高度化資金の貸付実績は 54,983,561 千円（211 件）。高度化資金のうち沖縄県が直接貸付けを行う A 方式について未収金が生じており、その回収が課題となっている。令和 4 年度末の未収金（元利＋違約金）は 22,389,959 千円（13 件）。沖縄県では「新沖縄県行政運営プログラム（令和 5 年度～令和 8 年度）」の「未収金の解消」で未収金解消に向けた数値目標を設定している。

**未収金の解消**  
個票番号:3

**債権ごとの数値目標等**

未収金債権名	小規模企業者等設備導入資金貸付金	所管課	中小企業支援課
債権の概要	①高度化資金元利収入 中小企業者等への貸付金元利収入 ②設備資金元利収入 小規模企業者等への貸付金元利収入		

1 未収金解消に向けた今後の数値目標

(単位:千円)

年度		R4末	R5末	R6末	R7末	R8末	R4とR8の比較
合計	残高目標額	2,531,418	2,457,318	2,401,218	2,344,118	2,288,018	—
	前年度比増減額	—	▲ 74,100	▲ 56,100	▲ 57,100	▲ 56,100	▲ 243,400
	増減率(%)	—	▲2.9%	▲2.3%	▲2.4%	▲2.4%	▲9.6%
現年度分	残高目標額	0	0	0	0	0	—
	前年度比増減額	—	0	0	0	0	0
	増減率(%)	—	—	—	—	—	—
過年度分	残高目標額	2,531,418	2,457,318	2,401,218	2,344,118	2,288,018	—
	前年度比増減額	—	▲ 74,100	▲ 56,100	▲ 57,100	▲ 56,100	▲ 243,400
	増減率(%)	—	▲2.9%	▲2.3%	▲2.4%	▲2.4%	▲9.6%

(参考)

うち時効到来債権残高	319,996	319,996	319,996	319,996	319,996	0
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---

※時効到来債権とは、時効期間経過前に督促や催告を行うなど履行の請求に努めたものの、時効期間が経過したもの(時効期間:高法第522条 5年)

2 目標設定の考え方

<p><b>【現年度分(正常償還先)】</b> 現時点において新たな収入未済が発生する可能性が低いことから、残高目標額を0としている。</p> <p><b>【過年度分】</b> 延滞先から今後数年間程度の返済計画書を徴求しており、それに基づいた未収金残高の目標設定を行っている。</p> <p><b>【時効到来分】</b> 現在残高がある時効到来債権は、昭和40年代後半の貸付がほとんどで、個人事業者は代表者死亡、法人は法人登記が残っているものの実質廃業状態等で、主債務者の意思確認ができず、当該債権を消滅させるには、議会の議決を経たうえで債権放棄を行うしかないが、議案提出に際して、相続人の相続放棄確認書類や時効援用申立書の関係書類を収集し、債権放棄以外に取り得る手段がないことを明確にしておく必要があり、相続人の特定や居住先の確認、相続放棄の有無、時効の援用の意思確認にはかなりの時間を要することから、今後の数値目標は、期間中据え置きとしている。 主債務者法人の未清算又は主債務者の死亡により、主債務者の意思表示を確認できない貸付先においては、引き続き必要な調査を行い、条件が整い次第、債権放棄又は不納欠損処理を行う。 今後も新たな時効到来債権の発生防止に引き続き努める。</p>
--

3 未収金解消に向けた具体的な対応策等

<p><b>【営業中である延滞貸付先】(高度化資金)</b> ① 事業者の決算書等を参考に返済額増額の交渉等を検討する。また、必要に応じて経営診断を実施し、経営改善等を着実に推進させることで返済額増額につなげる。 ② 債権管理マニュアルに基づき、個々の貸付先に応じた債権管理を行う。</p> <p><b>【破綻先・回収困難先等】(高度化資金・設備近代化資金)</b> ① 主債務者及び連帯保証人からの分割納付による回収。 ② 回収困難先については、引き続き民間債権回収会社へ債権回収業務を委託し、回収強化を図る。 ③ 返済にあたり誠意がみられない貸付先については、抵当権行使等の検討。 ④ 回収不能債権については、消滅手続きに関する方針に基づき債権消滅に向けた調査等を行う。</p>
---

出典：新沖縄県行政運営プログラム（令和5年度～令和8年度）

11-1 未収金の解消（財政課・関係各課）

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

公債費（元金）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	504,155	237,472	248,058	242,860	60,353
実績	497,149	225,949	214,830	216,345	58,568
不用額	7,006	11,523	33,228	26,515	1,785

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（公債費 元金）		
償還金、利子及び割引料	58,568	③高度化資金
計	58,568	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見1) 不納欠損処理の検討について

高度化資金の令和4年度末の貸実績件数は211件、未收件数は13件となっている。貸付債権の回収が進むことで回収困難なケースの割合および時効到来債権の割合が増加し、不能欠損処理を検討しなければならない債権が増加すると考えられる。不能欠損処理を検討しなければならない債権については、遅滞なく不能欠損処理の検討を実施されたい。

17-2 小規模企業者等設備導入資金特別会計：国庫償還金

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	小規模企業者等設備導入資金特別会計
所管課	中小企業支援課
対象の歳出取引	国庫償還金
金額	5,140千円

(2) 取引の概要

国庫償還金は、小規模企業者等設備導入資金貸付に係る国への償還金が計上される。



貸付実績および未収金は下記の通り。

	実績額（件数）	未収金（件数）※
①設備資金（近代化資金）	5,957,233 千円（734 件）	19,698 千円（6 件）
②設備貸与資金	18,595,988 千円（1,949 件）	なし

※令和四年度末時点の未収金。金額は元本+違約金。

①設備資金（近代化資金）について未収金が生じておりその回収が課題となっている。「新沖縄県行政運営プログラム（令和5年度～令和8年度）」の「未収金の解消」で未収金解消に向けた数値目標を設定している（詳細は17-2の債権ごとの目標値参照）。

### （3）予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

国庫償還金

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	6,651	7,997	5,899	5,275	5,276
実績	6,241	7,541	5,444	5,139	5,140
不用額	410	456	455	136	136

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（国庫償還金）		
償還金、利子及び割引料	5,140	小規模企業者等設備導入資金貸付に係る国への償還
計	5,140	

### （4）監査の結果及び意見

（指摘）

なし

（意見1）不納欠損処理の検討について

設備資金貸付事業の令和4年度末の貸実績は734件、未収件数は6件となっている。貸付債権の回収が進むことで回収困難なケースの割合および時効到来債権の割合が増加し、不能欠損処理を検討しなければならない債権が増加すると考えられる。不能欠損処理を検討しなければならない債権については、遅滞なく不能欠損処理の検討を実施されたい。

### 17-3 小規模企業者等設備導入資金特別会計：事務費

#### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	小規模企業者等設備導入資金特別会計
所管課	中小企業支援課
対象の歳出取引	事務費
金額	979 千円

#### (2) 取引の概要

小規模企業者等導入資金助成法廃止に伴い設備資金貸与事業、設備貸与事業は終了し債権回収業務を行っている。高度化資金貸付事業は貸付業務（令和4年度貸付なし）、債権回収業務を行っている。事務費の主な内容は債権管理に係る保証金（不動産競売申立の予納金）、コピー等の需用費、委託料である。委託料は近代化資金及び高度化資金貸付事業の未収先について債権回収に豊富な経験を有する債権管理会社に回収を委託している。

#### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

事務費

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	6,938	8,554	11,399	13,018	6,705
実績	1,733	2,033	3,421	3,314	979
不用額	5,205	6,521	7,978	9,704	5,726

当該決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
（事務費）		
補償、補填及び賠償金	550	補償金（不動産競売申立の予納金）
需用費	307	印刷製本費（コピー代）、手数料（弁護士等報酬（法律相談）、不動産競売申立手数料、消耗品費（図書費）
委託料	67	債権管理事務委託費（高度化資金）
役務費	52	通信運搬費（切手購入）
旅費	3	普通旅費（高速代）
計	979	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

## 18-1 公債管理特別会計：公債費

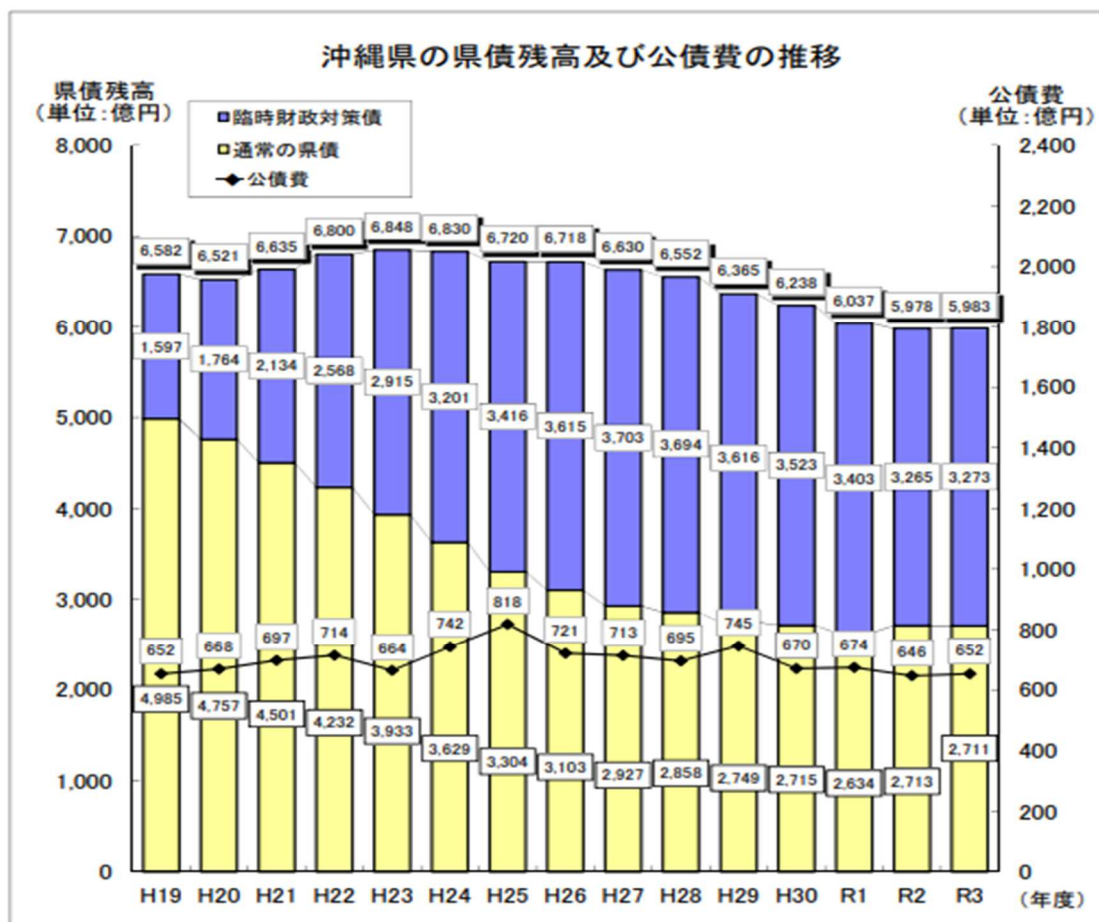
### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	公債管理特別会計
所管課	財政課
対象の歳出取引	公債費
金額	80,972,980 千円

### (2) 取引の概要

公債管理特別会計は、県債の公債費（利子、元金）の支払い、地方債を起債するときの事務費、金融機関からの借入の借換え等の管理を行う。

沖縄県の県債残高および公債費の推移は下記の通り。



出典：沖縄県財政の推移（令和4年11月）

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

公債費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算	84,851,458	78,139,557	74,622,969	66,464,980	80,994,684
実績	84,827,113	78,134,200	74,618,969	66,431,423	80,972,980
不用額	24,345	5,357	4,000	33,557	21,704

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(公債費)		
元金償還金	79,011,562	元金の償還金
長期債利子	1,961,418	利子
計	80,972,980	

### (4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見1) 健全な財政運営について

沖縄県の実質公債費率は過去5年間で7.1%~8.4%で推移しており、早期健全化基準の25%を下回っている。今後も引き続き健全な財政運営に努めて頂きたい。

(参考) 実質公債費の5年間の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実質公債費率	8.4%	7.9%	7.3%	7.1%	7.3%

## 19-1 国民健康保険事業特別会計：保険給付費等交付金

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国民健康保険事業特別会計
所管課	国民健康保険課
対象の歳出取引	保険給付費等交付金
金額	126,936,563 千円

### (2) 取引の概要

保険給付費等交付金には、下記の 2 種類がある。各市町村からの交付申請に基づき沖縄県が各市町村へ交付する。

普通交付金	保険給付に必要な費用を全額市町村へ交付
特別交付金	市町村に特別な事業※がある場合にその事情を考慮して交付。 ※災害等による保険料の減免等が多額、市町村における保険事業の支援など。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

保険給付費等交付金

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算	123,178,063	125,919,861	123,260,827	127,110,037	126,936,563
実績	123,098,750	124,979,594	120,909,584	126,691,847	126,936,563
不用額	79,313	940,267	2,351,243	418,190	0

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和 4 年度決算額	主な取引内容
保険給付費等交付金	126,936,563	沖縄県は 41 市町村ある。主に金額が大きい市町村は那覇市、うるま市、沖縄市、浦添市、宜野湾市など。
計	126,936,563	

### (4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

## 19-2 国民健康保険事業特別会計：後期高齢者支援金

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国民健康保険事業特別会計
所管課	国民健康保険課
対象の歳出取引	後期高齢者支援金
金額	23,163,209 千円

### (2) 取引の概要

後期高齢者支援金は、平成 20 年度から開始された後期高齢者医療制度に対して導入された制度で、後期高齢者医療に係る財源として、社会保険診療報酬支払基金へ拠出する。

### (3) 予算と実績

対象の歳出取引の 5 年間推移（予算・実績・不用額）

後期高齢者支援金

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算	23,152,698	23,396,073	23,245,604	23,760,403	23,163,210
実績	22,920,860	23,151,395	23,081,333	23,582,258	23,163,209
不用額	231,838	244,678	164,271	178,145	1

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和 4 年度決算額	主な取引内容
後期高齢者支援金	23,163,209	社会保険診療報酬支払基金へ拠出金
計	23,163,209	

### (4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

## 19-3 国民健康保険事業特別会計：介護納付金

### (1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国民健康保険事業特別会計
---------	--------------

所管課	国民健康保険課
対象の歳出取引	介護納付金、
金額	9,775,916 千円

(2) 取引の概要

40歳以上65歳未満の国保被保険者について賦課した介護保険料について、介護保険の給付費に要する費用の財源として、社会保険診療報酬支払基金に納める経費。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

介護納付金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	9,956,664	10,008,222	9,972,341	9,875,752	9,775,917
実績	9,918,078	10,008,222	9,972,341	9,875,752	9,775,917
不用額	38,586	0	0	0	0

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
介護納付金	9,775,917	社会保険診療報酬支払基金へ拠出金
計	9,775,917	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

19-4 国民健康保険事業特別会計：諸支出金

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国民健康保険事業特別会計
所管課	国民健康保険課
対象の歳出取引	諸支出金
金額	2,861,593 千円



(2) 取引の概要

諸支出金には、償還金、利子及び割引料と繰出金がある。「償還金、利子及び割引料」は、令和3年度分の国庫負担金及び国庫補助金の実績報告に伴う国への精算額等、「繰出金」は、令和3年度分の国庫負担金及び国庫補助金の実績報告に伴う県一般会計への精算額等である。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

諸支出金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	0	3,223,308	2,440,865	4,604,463	2,861,594
実績	0	2,986,616	2,440,855	4,592,635	2,861,593
不用額	0	236,692	10	11,828	1

当該決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(諸支出金)	2,861,593	
償還金、利子及び割引料	2,821,275	療養給付費等負担金償還金、調整交付金償還金、療養給付費等交付金償還金、特定健康診査等負担金償還金、保険者努力支援交付金償還金がある。
繰出金	40,318	特定健康診査等負担金償還金
計	2,861,593	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし

19-5 国民健康保険事業特別会計：保健事業費

(1) 対象の歳出取引について

特別会計の名称	国民健康保険事業特別会計
所管課	国民健康保険課
対象の歳出取引	保健事業費

金額	52,790 千円
----	-----------

(2) 取引の概要

保健事業費には、沖縄県国保ヘルスアップ支援事業関連の委託料が計上される。国民健康保険被保険者の健康の保持増進を行うため事業で、生活習慣病重症化予防のため治療中断者及び未治療者に対し、特性に応じた受信奨励ハガキの送付、医療費等のデータの分析及び予防・健康づくりアプリ「オーロラ」の保守運営、などを行っている。

(3) 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移（予算・実績・不用額）

保健事業費 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	8,024	17,500	175,000	175,000	98,894
実績	5,697	10,958	110,125	110,050	52,790
不用額	2,327	6,542	64,875	64,950	46,104

当該決算額（使途）の内訳 (単位：千円)

科目名	令和4年度決算額	主な取引内容
(保健事業費)		
委託料	52,790	生活習慣病重症化予防事業、医療費等分析事業、予防・健康づくりアプリ開発等事業など
計	52,790	

(4) 監査の結果及び意見

(指摘)

なし

(意見)

なし